

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月6日（木）16：30～20：53

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

東京電力統合対策室合同記者会見を開催します、細野大臣は公務のため本日欠席です。あらかじめご承知おきをお願いします。始めに園田大臣政務官から挨拶及び冒頭発言があります。

○園田政務官

本日も統合会見共同会見にお集まりいただきありがとうございます。私から1点、前回のご質問の回答を1点させていただきます。NPJのおしどり様からのご質問で、労働者の目の検査、作業員の目の検査がされていないというご指摘を頂いておりました。また、毎月検査することになっているわけですが、とのご指摘があって、白内障はこれが除かれていると。代わりに体重測定が追加されているのはどうしてかということです。事実関係で申し上げます。まず、電離検診として特殊健康診断があります。これは法定で決められていますが、それによりまずとまず半年に1回の頻度で全作業員を対象に検査が行われるものです。これは電離則の第56条に基づく法定検診でございます。これは現在でも東京電力並びに他のところでも行われているということです。また今般、東電の福島第一原子力発電所での作業従事期間が20日を超えている方、並びに、被ばく線量が100mSvを超える方への検診という形で、こちらについてはご指摘の臨時健康診断というのが行われております。これは毎月行われているわけですし、被ばく線量が100mSvを超えた方は超えた月内に1回、2回目以降は毎月という形になっていますが、ここにおいては福島労働局が指示をしております、5月13日及び8月5日、臨時健康診断、このことを指していると思われませんが、白内障の検査実施については東京電力は医師の判断、若しくは受験した作業員の申告があれば検査するという形になっているということです。毎月の検査であれば

福島労働局が指示している臨時健康診断のことをございますが、この長期管理が予測されるということをございますのでその観点から体重測定を追加しているということでした。また、自覚症状などの兆候などを調べるためにこの臨時の検査を行っているということです。ご指摘の白内障の検査については月あるいは年単位で徐々にこれが進むものであるということです。頻りに検査する必要性に乏しく、臨時検査の診断には含めていないということが厚生労働省そして福島労働局からの正式な回答でございました。以上で私からの報告を終わります。

○司会

それでは議事次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況について東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況について3点ご報告します。1件目は大気中のダストの分析結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について第195報』です。ページをめくって1枚目の裏面になりますが、福島第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での昨日の分析結果ですが、いずれの地点も検出限界未満、NDです。2枚目からは発電所敷地内です。1号機の山側、2号機の山側、3号機の山側、それから2枚目の裏面になりますが発電所から沖合2キロから3キロの海上でのダストのサンプリング結果です。経時変化については4枚目以降グラフ化しているのでそちらをご確認ください。3枚目はダスト中のプルトニウムとストロンチウムの分析結果も合わせてご報告させていただきます。3ページ目がプルトニウムですが、9月19日に西門で採取したダスト中のプルトニウムに関しては238、239、240とも検出限界未満という状況です。続いて3枚目の裏面ですが空気中のストロンチウムの分析結果です。9月12日に西門で採取したダストですが、89、90とも検出限界未満という状況です。続きまして海水の分析結果です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について第188報』です。沿岸部4カ所と沖合の各地点でのサンプリング結果ですが、1ページ裏面から表の形式で記載させていただきました。昨日のサンプリング結果はいずれも検出限界未満、NDです。経時変化については3枚目の裏面からグラフ化していますのでご確認ください。海水のスト

ロンチウムの分析結果が3枚目の表面のところに記載させていただきました。発電所の北側放水口、南側放水口、それから沖合の15キロの地点、それから第二原子力発電所の沖合の地点でのサンプリング結果になりますが、この表のとおり、ストロンチウム89と90が検出濃度限界のほぼ0.00倍から0.06倍という状況で検出されています。続きまして海底土中のプルトニウムの分析結果になります。資料のタイトルはA4縦の1枚物ですが、福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果について続報25になります。こちらは裏面にまいりまして、9月12日と15日にそれぞれ4カ所の採取場所でサンプリングした結果ですが、プルトニウム238については検出限界未満、それから239、240に関してはこの表記載のとおり天然に存在するレベルとほぼ同程度のプルトニウム239、240が検出されております。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省から説明します。

○文部科学省

伊藤です。お手元には資料2種類配らせていただいています。環境モニタリングの結果についてというものです。まず全国的な調査の状況ですが、各都道府県の放射能水準調査、空間線量率、定時降下物、上水等については特段大きな変化ございません。発電所周辺の調査ですが、20キロ以遠の空間線量率、それから20キロ以遠の積算線量結果、ダストサンプリング、これらについても特段大きな変化ありません。福島県が行っているモニタリングの実施結果についても変化ございません。学校の調査ですが、これは9月8日から一月かけて実施しているもののうち一部の結果について速報値として公表されています。全部で1,761校を対象にしていますが今回の調査の中で南相馬市の幼稚園で一部校庭で $1.3\mu\text{Sv/h}$ とありましたが現在除染を行っていると聞いています。それから海域の調査ですが東京電力が行っているモニタリングの結果、沿岸と15キロの沖合、今回発表がありましたのは11カ所ですが、ヨウ素セシウムともNDということで検出限界未満でした。それから資料の11で、宮城県、福島県、茨城県沖における海域モニタリングの結果について、というのを配らせていただいています。資料の54ページを開いて頂ければと思います。これは発電所から見ますとかなり遠い海域の90キロから280キロ対象をとした地点における海水のサンプリングの結果でして、今回結果発表いたしておりますのは11カ所というものです。9月12日に海域海水のモニタリングについては特に発電所から遠いところについては検出限界未

満が続いているので原子力安全委員会からのご指示もあり、検出下限値を下げていくということをアナウンスさせていただきました。今回それに基づく初めての外洋域、遠洋域におけるモニタリングの結果です。今回の検出下限値は 0.001Bq/L よりも下げるということを目標にいたしておりまして、今回検出されたもっとも濃度の高いところが 0.11Bq/L という値になっています。ちなみに、過去の海水における放射能濃度のモニタリング結果を見ますとこの海域ともうしまししょうか、福島の発電所の沖合 25 キロにおける濃度というのが 0.0019Bq/L なのでその数十倍という値が検出されています。ちなみに濃度限度より十分低いということです。それから続きまして航空機モニタリングですが、岐阜県内の航空機モニタリングを 10 月 5 日から 2 週間の予定で行う予定です。それから別冊の方に航空機モニタリングについて 3 点ほど資料をつけています。このうち青森と富山については今後の予定でして、10 月 7 日から青森は 10 日ほどかけて、富山は 10 月 7 日から 1 週間ほどかけて行う予定です。それから東京都と神奈川の航空機モニタリングの測定結果をつけています。これについては、東京都におきましては一番その高い線量率のバンドで見ますと 0.2 から 0.5、神奈川については 0.1 から 0.2 というバンドであったというふうに結果が得られています。以上です。

○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。環境モニタリング結果の評価についてという 10 月 6 日付けの 1 枚紙と、1 ページ目が福島県の地図になっている参考資料を用いて説明します。

まず資料 1 の空間放射線量ですが、特段大きな変化がないという状況です。空気中の放射性物質濃度であります。参考資料の 9 ページをご覧くださいと 9 月 30 日のデータですが 1 番の地点、福島市杉妻町でセシウムが検出されています。この福島県の方でこのポイントについては検出限界を下げて測定されています。検出されていますが濃度限度に比べますと約 4 桁下回っているという状況です。その他のポイント、また、このポイントでのヨウ素はいずれも検出限界未満であったということです。それから航空機モニタリングについては昨日までのことを書いてございますので新たな情報提供はありませんとのことですが、今文科省からお話ありました、東京、神奈川の結果については次回の評価の中で触れさせて頂きたいと思えます。

それから 4 の環境資料にまいりまして、今日の原子力安全委員会ではこれま

た文科省からご報告いただいた件なので、この紙に書いていませんが、以前文科省の方で作られましたヨウ素 131 の土壌濃度マップ、それから最近文科省から発表があったプルトニウム、ストロンチウムの核種分析結果についてというものをご報告いただきまして、委員からもいろいろ質問、ご意見申し上げたところです。詳細なものは恐らく明日中を目途にホームページに議事録をアップしたいと思いますが、ポイントを申し上げますと今回報告いただいたデータについては文科省の専門家の検討委員会での十分な検討を経て出てきたものと理解するということが、それから今後環境中から除染活動などでどれだけ放射性物質が取り除かれたか、あるいは除染活動によることなどをふくめて環境中での放射性物質の移行がどうなっているかということが重要になってまいりますので、そういう情報を適切に得ていけるように引き続き専門家の意見を聞きながら次のモニタリング計画を考えていただきたいということです。その他、今回のデータについてこのバックとなる技術文書を今後数十年にわたるいろんな幅広い見地からの検証に耐えられるようにまとめておいていただきたいということであるとか、引き続き地元の皆さんに役に立つマップを作って頂きたいという意見があったということです。

資料の裏面にまいりまして海水関係の話です。今も文科省から話ありましたが、参考資料の19から21ページをご覧くださいと、福島第1原子力発電所周辺海域ですが、これらはすべて検出限界値未満です。一方、22ページの方が文科省の方で離れた沖合の海水中のセシウムを分析したものでして、これはお願いしたように検出限界値を下げて測定していただけたということです。このように検出されておりますが、一番高いところ、約0.1Bq/Lですが濃度限度に比べると3桁低いという状況です。資料の5の全国の放射能水準調査ですがこれは特段変わったところはありません。上水についてもすべてのところで検出限界値未満というところです。

それから、前回の会見におきましてICRPの文書で言っているベリーロードーズ (very low dose) というのが1mGyあるいは1mSv未満ではないかというご指摘ありましたが、そこにつきましてその文書などについて検討を加えました結果、引き続き我々としてはベリーロードーズというのは1mSvあるいは1mGyのオーダーのものであるというふうに考えます。根拠はいくつかございまして、ご指摘いただいた文書は高い線量域での線量と発がんリスクの関係を低い線量に外挿するということについてのいろいろな知見の状況をまとめたものであります。それでまさにご指摘のあったところは、第2章ですが、いくつかの疫学調査の結果をレビューしているところがあります。ご指摘のあった記述の直前の節ではそういったものに検討を加えてまして、例えば外国での調査ですけれども、X線をつかった骨盤計測、妊娠し

ている段階でそれを行いまして体内で被ばくしたお子さん、妊娠中に胎内で被ばくしたお子さんにおいて白血病、固形がんの過剰リスクが 10mGy のオーダーの線量で直接的に見いだされている例でありますとか、それから肺虚脱治療における X 線透視検査で、1 回あたり 10mGy のオーダーで、何回かあてまして累積だと 100mGy のオーダーにいつている、これも外国での集団ですが、そういう集団で、乳がんのリスクが増加しているという例があると。それから一方、日本の集団でございます広島、長崎の被爆者集団でございますけれども、この集団につきましては 100mGy のオーダー以上では、明確にリスクが増加してるのがみてとれるわけですが、受けた線量が 100mGy 以下、つまり 10mGy のオーダーの人だけに限定した解析では、そういったことがみえない、統計的に不安定であるというようなことがいわれております。前回ご指摘のあった 2.4.4 節では、こういったものをレビューした上でモダレートリハイ (moderately high)、これが波線 (~) 1mGy、それからモダレート (moderate)、これが波線 (~) 100mGy、このレンジでは、これは全て一回で大きな線量を浴びた場合ですが、放射線関連の発がんリスクについて有益な情報が与えられていると。一方、ローレンジ、これが波線 (~) 10mGy と書いてありますけれども、この領域では、ある程度有益な情報を与えていると。それからベリーロー (very low)、これが波線 (~) 1mSv、それからエクストリマリーロー (extremely low)、波線 (~) 0.1mSv、ここでは有益な情報は得られていないということでございます。最初に申し上げました 3 つのケース、何れもこれ被ばく線量が 10mSv オーダーでありますけれども、ある集団については明確に線量とリスクの関係出ているものもあれば、そうではないものもあるということで、ローレンジ (low range) では、ある程度有益な情報を与えているという記述は、これは受けた線量が 10mSv 台のことを意味しているというふうには読むのが、この書き物の解釈として妥当だと思います。そこからしますとベリーロー (very low) というのは、やはり 1mSv のオーダーのことを意味しているというふうには解されます。それから恐らく想像いたしますに、ベリーロー波線 1mGy (very low (~1mSV)) と書いてあることで、それ以下ではないかというご指摘があったわけですが、そこについては波線の意味することを、英文の場合と日本語の場合では違うということにも注意を払う必要があると思います。日本語で波線使う場合には、何々から何々までという意味合いが多く、殆んど使われるわけですが、英語の文献で波線、特に数値と関連付けて使う場合には、おおよそその数値ぐらいとか、大体その数値の桁という意味で使われます。科学文献ではもっぱらそういう意味で使われております。逆に英文の場合、何から何までというような意味する場合には、単なるハイフン

を使うというのが普通でありますし、またこの文献では、特定の数値以下という意味を表す場合にはアンダー（under）何々という言い方をしているということでございます。したがって、ご指摘のあったところの波線の意味ですけれども、それ以下ということではなくて、そのオーダーというふうに、しかも一ケタずつ飛んでいく数量を掲げてございますので、そういった解釈が妥当ではないかというふうに考えるわけでございます。私からは以上でございます。

<プラント状況について>

○司会

続いて各プラントの状況について、東京電力から説明します。

○東京電力

東京電力でございます。福島第一原子力発電所の状況について、まずご報告させていただきます。A 4 縦の裏表の資料をご確認ください。『福島第一原子力発電所の状況』というタイトルになります。タービン建屋の地下の溜まり水に関しましては、現在セシウム吸着装置キュリオンと、第2セシウム吸着装置サリーによりまして処理を進めております。トータルで約 60m³/h での処理を行っております。本日午前中の会見で申し上げた淡水化装置RO膜の方でございますが、こちらは配管の継ぎ手部から水のにじみがございましたので、一旦9時58分に停止いたしまして修理を行いました。その結果13時01分に再起動を行っております。RO膜によります淡水化装置については処理を再開しているという状況でございます。それからトレンチ立抗・各建屋地下の溜まり水の移送の状況でございますが、2号機に関しましては、タービン建屋から雑固体廃棄物、減容処理建屋の方への移送のリークチェックが終わりましたので、本日13時48分から移送を再開いたしております。トレンチ立抗・タービン建屋の他、原子炉水位につきましては、午前7時の状況を示しておりますので、会見終了時には、後ほど最新のデータをお届け出来ればというふうに考えております。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリング状況につきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済み燃料プールの冷却に関しましては、1号機から4号機まで循環冷却を行っております。プール水温につきましては、この表のとおりです。それから压力容器への注水、原子炉压力容器の温度、格納容器の圧力関係につきましては、11時の時点のデータを記載させていただきました。1号機に関しましては、本日9時28分に流量調整を行っております。その他の作業でございますが、下から3つ目のポチでございますが、2号機の格納容器への窒素ガスの封入

量が17立方メートルということで、増加していることが確認されましたので、12時30分に元の流量へ調整が終わっております。それから13時41分から14時07分にかけて、6号機の補助冷却海水ポンプのヘッド圧の圧力の低下がみられましたので、このポンプを一旦停止いたしまして、再起動後、圧力の復帰が確認されております。この補助冷却海水ポンプに関しましては、使用済み燃料プールの方の冷却に使っているポンプでございます。それから最後のポツでございますが、14時13分から3号機の原子炉建屋の上部のダストサンプリングを実施中でございます。続きまして、発電所内のモニタリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』ということで、取水口付近の状況です。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から各サンプリング地点での測定結果を表の形式でまとめております。経時変化を3枚目からグラフ化しておりますけれども、大きな変動等ございませんので、高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。それからこちらのストロンチウムの分析結果が出ております。2枚目の裏面になりますが、サンプリング地点は、1から4号機の取水口内の北側の海水になります。ストロンチウム89と90が、それぞれ92Bq/Lほど検出がされているという状況でございます。続きまして土壌の分析結果です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所構内における、土壌中の放射性物質の核種分析の結果について』ということで、続報34でございます。ページをめくっていただきまして、まず1枚目の裏面、別紙1のところにプルトニウムの分析結果です。グラウンド、野鳥の森、産廃処分場近傍の3カ所での測定結果になります。サンプリング日は9月19日で、測定結果はこの記載の表のとおりです。プルトニウム238、239、240が、天然に存在するレベルで検出はされております。それからその2枚目のところがございます別紙2でございますが、土壌中のストロンチウムの分析結果でございます。こちら9月12日にサンプリングした3カ所での測定結果になります。ストロンチウム89、90に関しましても、この記載の表のとおり検出が行われております。最後、最終ページになりますが、別紙3でございます。土壌中のガンマ線の核種でございます。これまで主要3核種以外の核種につきましては、セシウム134、137が見つかっておりますが、それ以外の核種については9月19日のサンプリングではみつかっておりません。続きましてサブドレンの分析結果です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について』ということで、10月5日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から1号機から6号機、それから構内深井戸の主要3核種の測

定結果を記載しております。2枚目の裏面から経時変化を記載しておりますけれども、このグラフからは大きな変動等みられませんので、高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに判断いたしております。それから2枚目の表面になりますが、こちらも2号機、5号機、6号機のサブドレン水のストロンチウム90の分析結果です。89と90の2核種でございますが、2号機のところで 1.1×10^0 の0乗、ストロンチウム90が 1.3×10^0 の0乗というレベルで見ついております。5号機、6号機に関しましては、ストロンチウム90の方が、 10^{-5} のレベルで見ついているという状況でございます。続きまして、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水になります。A4横の表の形式になっている資料でございますが、昨日の測定結果につきましても、通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水の方が地下水中に漏出してないというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

これから質疑に入りますが、前回まで最後に東電が説明していました本日の作業状況については、今回から質疑の途中でも18時45分を目途に準備ができ次第行うことといたします。質疑についてですが、質問事項は冒頭にまとめて簡潔、端的にお願いします。回答に対する再質問はお受けします。質問の際に所属とお名前を名乗っていただいた上で、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは質問のある方は挙手をお願いします。質問のある方挙手をお願いします。いらっしゃいませんか、じゃあそちらの方。

○TBSテレビ 齋藤

Q：TBSの齋藤と申します。午前中の会見で、作業員の方が亡くなられたという話があったんですけど、その後何かわかったことっていうのはあるんでしょうか。亡くなった原因とか、あるいは死亡診断書とか、そのあたりお願いします。松本さん。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、死亡診断書の方はいただいておりますけれども、現在公表できるかどうかにつきましては確認をしている最中でございます。したがって今現時点では、午前中の会見以降新たにわかったことということとはございません。

Q：それは死亡原因、例えば心不全とかそういうことも含めてわからないということですか。

A：（東電）公表できるかどうかを含めて今調整を進めている段階でございます。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方挙手をお願いします。そちらの方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、今の関連で松本さんにお伺いしたいんですが。公表できるかどうかを含めて調整というのは、これはどういう調整なんでしょうか。社内調整なんでしょうか、それともご遺族の方含めてなんでしょうか。

A：（東電）ご遺族の方を含めての調整ということになります。

Q：分かりました。死亡診断書が東京電力側に届いたのは何時ぐらいだったんでしょうか。

A：（東電）私どもがいただいたわけではなくて、元請け企業からいただいたとの報告を受けております。

Q：分かりました。その報告は何時ぐらいだったでしょうか。

A：（東電）正確な時間はわかりませんが私が聞いたのは午後です。

Q：分かりました。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。そちらの方どうぞ。

○テレビ東京 五島

Q：すいません、テレビ東京の五島です。松本さん、今の質問の関連なんですけれども、そういうことは東電、今この死亡された方については何かしらの事故であったりとか、そういう可能性を排除してるという理解でいいんでしょうか。つまり事故であれば死因が何であれ、遺族の得られる得られないは

別として、可能性はある場合には当然公表すべきことだと思っておりますけど、そこらへん今どのようにお考えなのかを聞かせてください。

A：（東電）被ばくに関しましては午前中の会見で申し上げたとおり、3ヶ月2.02mSvという状況でございますので、線量としては小さいというふうに思っております。また、これまでの労働の環境、あるいは作業の状況も通算で46日間働いてらっしゃいまして、1日あたり約3時間ということでございますので、いわゆる過重な労働ではないというふうにも判断しておりますので、作業に起因するものではないというふうに、今回亡くなられた原因と私どもの発電所での作業に関する因果関係はないのではないかというふうに思っております。したがって、亡くなられた原因について公表できるかどうかについては今調整をさせていただいている段階でございますので、ご指摘のとおりこちらの方が作業に起因するものというふうに判断できるのであれば、こちらの方は公表させていただくことには、これまでもやっておりますけれども、そういったところで現在時間がかかっているという状況でございます。

Q：今のとちょっと関連違うんですけど、午前中に聞いたこれまで作業員の方が例えばこれまでに医務室に不調を訴えたりとか、そういう周辺の状況についてはいかがでしょうか、どんな感じでしょうか。

A：（東電）その方がどういった状況だったのかをお答えできるレベルを今調整させていただいている段階でございますので、少しお時間をいただければと思っております。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。それでは、そちらの方どうぞ。

○朝日新聞 今

Q：朝日新聞の今と申します。東京電力の松本さんに引き続き関連で伺いたいのですが、これまで今回の作業員の方の死亡事例は3例目ということなのですが、1回目2回目と心筋梗塞と急性白血病ですか、直接作業ですとか被ばくに関係ない内容だったと思うのですが、それでもそういう形で公表はいただいていると思うのですが、今回はその事例にあてはめてもまだ公表できないということなのでしょうか。

○司会

質問はその件だけですか。

A：（東電）今時間がかかっておりますのは、関係者の方々との少し調整の方に時間を要しているという段階でございます。5月と8月にあった際にはそのあたりが比較的早くできたということになります。したがって、どの程度まで皆さまにお話できるかにつきましては少しお時間をいただきたいと思います。

Q：念のため確認ですが、このような遺族の方との調整がつかない事例も含めて作業員の死亡事例は全部で3件という理解でいいのでしょうか。

A：（東電）今回の3月11日以降、発電所の復旧作業に何らかの作業に関与されるなり、実際に働いた方で因果関係がないというふうなものを判断しておりますけれども3例目ということにはなりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。そちらの方どうぞ。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。文科省の伊藤さんに伺いたいんですが、先ほど福島県の学校施設のモニタリングの数字のご説明がございました。この中で確か石上の幼稚園は草ボーボーでしたから、まだ除染をする前の状況なんだと思うんですけど、その他例えば今回でいうと郡山ですね、 $1\mu\text{Sv}$ 以上のところが大体0.3ですとか、かなり減ってはいるんですけど、これは例のブルーシートを使った形での除染をやった結果こうなったということなんですか。要するにやってないところで高いところとやったところがあるわけですね。それはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○司会

質問は1問だけでよろしいでしょうか。

Q：それともう1つ、福島県の数字で足し上げてみたら一応1,124の施設の数字が出てきたと。それで $1\mu\text{Sv}$ 以上は一応6施設だと思うんですね。前回も確か福島市役所内の保育所が $2\mu\text{Sv}$ と出てましたけど、これも多分除染してなかったんじゃないかと思うんですけど、結果的に学校施設の除染とい

うのはかなりうまくいってるというふうに評価しているのかどうかを、これは県がやっているわけですけど文科省としてどうお考えになってるか、これが2つ目です。それから3つ目は、いわゆる県の教育委員会が発表してますけど、小学生中学生9,000人ですか、大体300クラスぐらいは県外に流出している、脱出しているわけですね。しかしこういう数字を見るとほとんど福島県内の学校施設については、もうかなりいいところまでいってるんですけど、現地を見る限り多分なかなか戻ってこないと思うんですね。そのことについて政府としては、これは全国に散らばってるわけですから、どういう形で故郷への帰還ということを促していくということは聞きたいです。4番目は、現地を歩くとよくわかるんですけど、小学生以下の子供ですね、未満の。そういう子供というのは大体恐らく2割はいないですね、少なくとも南相馬ですとかあの辺は。実質的に2割の大体住民票は残っていてもどこか親戚のところに居てたりして、実質的に南相馬なんかは乳幼児ですとか幼稚園児はほとんどいないんですね。それでいわゆる小中学校じゃなくて、それ未満の子供たちがどれぐらい県外脱出というか、そういうことになってるかということについて、これは恐らく文科省と厚労省が協力しないと数字が出てこないと思うんですけど、一番の被害者はそのそうなんですから、今そういう子供たちがどうなってるかということ、やはり数字で明らかにしていただけないかと、このことは最後のテーマにつきましては今後の課題として政務官のお考えも伺いたいと思います。

A：(文科省) 文部科学省でございます。今回福島県の方で発表されてる学校のモニタリング結果でございますが、これは今日の手元の資料で言いますと45ページとか46ページにまとめてございますが、全部で1,761の施設を対象として行ってございまして、これまでに終わったのが1,006と。そのうち1 μ Sv以上観測した学校が46ページのところの表に書いてあるわけでございます。今回の発表、10月3日福島県の方で発表された中では、南相馬の方で幼稚園で1.3を超えてるものと、それから校庭ではございませんけれども、郡山の方の商業高校でやっぱり1を超えてるものはございました。これらについては、文部科学省といたしまして1 μ Sv以上を超えてる校庭等については、国としては財政的支援をしながら各自治体、教育委員会を中心といたしまして除染をしていただいているところでございます。今回、全部で1,760を対象にモニタリングしてございますが、そのうち実際に除染が行われているところとそうでないところについては、ちょっと今手元にございませんので調べさせていただければと思います。それで文部科学省といたしましては、学校における児童、生徒の年間の被ばく線量を年間1mSv以下を目指すと、

校庭については1 μ S v 未満という方針を出してございますので、現在かなりの部分で除染作業は進んでいるというふうに承知してございますけれども、引き続きそれを超えるようなところについては、特に平均では1 μ S v / h 未満であっても、局所的に排水溝とかあるいは樹木の下とか、高いところがございます。こういったところは文部科学省といたしましても、そういったところのモニタリングを行って除染を進めるようにというお願いを各自治体にしているところでございます。それから、福島県外への児童、生徒の流出でございますけれども、ちょっと今手元にはございませんけれども、いろいろと放射線の影響で出ておられてなかなか戻るに迷われているところが多いというふうに想像いたしてございます。申し訳ございませんが、それに起因して何人出たというようなデータはなかったもので、今学校を再開しているところで児童、生徒が何人かということについては、またちょっと改めて調べさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにせよ元の学校あるいは故郷に戻れるように、これは学校だけではございませんけれども、引き続き除染の努力と、正確なその情報の発信ということでは、現在各学校にリアルタイムの線量計、福島県内全学校に置きまして、最終的にはインターネットを介してリアルタイム、10分おきの線量がわかるようなシステムを今導入を進めてございます。そういった情報の発信をしながら安心して帰ってこれる環境を一刻も早く作っていきたいというふうに考えてございます。小学校入学未満の乳幼児のデータについては、文部科学省として手元に資料等ございませんけれども、基本的には同じではないかというふうに、つまりそういう小さい子たちも安心して住めるようにきめ細かな除染と、モニタリングのデータの提供が必要じゃないかというふうに考えてございます。

A：（園田政務官）私からもお答えをさせていただきます。今文部科学省からお話がありましたけれども、当然乳幼児も含めて、児童福祉施設の関係については厚生労働省からも通知が出ております。その観点で申し上げますと、繰り返しになりますけれども、やはり子供のそれから妊婦の方々も含めての除染をしっかりとやっていかなければならないという形で、今現在2,200億円の予備費を利用した除染の本格的な計画に入っております。今いくつかの自治体とは具体的なその除染計画が実施に向けての協議が整いつつあるようでございますので、そういった整ったところから順次行われていくものではないかというふうに思っております。それから、緊急時避難準備区域の部分もそれぞれ復旧計画を立てていただきまして、先般これも発表させていただきましたけれども、それぞれの自治体が精力的に行うという計画を行って、一人でも多くの皆さま方がご帰還をされる、あるいはそこに向けての今イ

ンフラ整備というものを国と県、そして自治体が協力をさせていただきながら、順次進めさせていただいているところでございます。それから、あと自主避難をされていらっしゃる方々も当然いらっしゃいますので、そういったところの皆さま方も含めて、今現地の支援チームあるいは福島県と連携をさせていただいて、皆さま方のご意向も聞かせていただきながら、今自治体にしっかりと除染を行っていくというところをまず行わせていただきたいというふうな計画を立てておるところでございます。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方挙手をお願いいたします。質問のある方いらっしゃいませんか。それでは前のそちらの方、それからその次そちらの方。

○朝日新聞 小堀

Q：朝日新聞の小堀です。園田政務官にまず1点お伺いしたいんですが、毎年10月に政府で原子力の防災訓練というのをやっていると思うんですが、今年はやるのか、やるとしたらどこで。去年は浜岡でしたけれども、どこを想定してやるのか、どういうシナリオでやるのかっていうのを今検討されている部分を教えてください。

A：（園田政務官）大変申し訳ございません。私はその担当ではございませんので、ちょっと今持ち合わせておりません。もし何でしたらまた次回までに確認はしておきたいと思えます。

Q：これは東京電力の松本さんにお伺いしたいんですけれども、2号機の圧力容器下部の温度なんですけど、朝方一旦90度を切ってまた90度今前後ですけども、これは給水系とかから水を注水した効果が出てきているのか、どのようにご覧になっているんでしょうか。

A：（東電）2号機の圧力容器の下部温度に関しましては、これまでも上がったりと下がったりを繰り返しながら全体の傾向として下がっているという傾向がございますので、午前中の会見では5時の値といたしまして89.8度、本日の11時が90.1度ということで、コンマ3度上がっております。こういった傾向を少し繰り返しながら下がっているという状況でございますので、いわゆるこれまで見られた変動の範囲内ではないかというふうに思っております。したがって何か今時点で異常があるというようなことでは判断しておりませ

ん。改めて6時間おきにデータを取っておりますけれども、この温度の上昇が止まらないでどんどん上がってくるという状況であれば、何か注水系に異常があるのではないかというふうには見ておりますけれども、現在注水ポンプの流量等には大きな異常等はありませんので、水は届いてるというふうに判断しています。

○司会

次の方どうぞ。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。すいません文科省伊藤審議官に。今日放射線審議会が午前中に開催されたと思うんですけれども、これは議事録はいつ頃公表される予定でしょうかというのと、今朝の東京新聞にですね、今の先ほどの関連なんです。浜岡で訓練された際にSPEEDIの情報を関係機関に配信という記載があったのと、それから、実際に拡散予測を仮定で立てていたという事なんです、これは以前にもそういったことをされていたんでしょうか。そういった確認というのは出来るのでしょうか。後もう一件、学校の20ミリなんです、先週お伺いした際にですね、ごめんなさい。これちょっと後でいいや。ちょっと伊藤さんに、学校の線量の今回もいろいろ公表されているんですが。学校の線量を確認してモニタリングを開始したのがいつ頃から始めたのか、ちょっとその開始時期が確認出来ればと思ったんですが。以上、3点お願いします。

A：(文科省) 文部科学省でございます。放射線審議会、今日の午前でしたっけ。すいませんちょっと確認してございませんけれども。速やかに公表されるものというふうに承知してございます。

Q：ちょっと関係でなんです、多分ご担当違うんでお願いになるんですが。放射線審議会の審議が最後に公開されたものが7月のもので、前々回それから前回、8月26日と9月30日の分もまだ公開されてなくてですね。実際にやってから1ヶ月2ヶ月かかっているんで、これをなんとか1日、一両日中に公開するということが出来ないでしょうか。いろいろ状況が動いている中で、結果的に事態が決まってから議事録が公開されるという順番ひっくり返ったりするので、この辺ちょっとお願いできればと思うのですが。

A：(文科省) 関心の高い分野の審議だと思いますので、関係の部署にそのよう

にお伝えさせていただきたいと思います。それから、今年の浜岡での訓練の詳細は承知してございません。ただ防災計画においては、そういう事故発生すればですね、文部科学省としてはSPEEDIについては緊急モード変えてですね、単位放出についてのデータを提供するという事になってるということは、今までご説明したとおりでございます。それから、すいません。3つ目のご質問はちょっと趣旨がわからなかったんですが、すいません。

Q：今日も発表されている学校の校庭の線量のモニタリングなんですが、これは始められたのはいつ頃からかと思ひまして、3月4月、最初に公表されたのが、4月か5月だと思うんですけども。

A：(文科省) 入学を控えてですね、4月の段階で福島県全域を確か対象としたものだったと思ひますけれども、校庭の線量の測定を行ひまして、それが広域での調査の第1回目だと思ひます。その後、比較的線量の高かった、確か55あるいは56の学校等について各週あるいは2週間に1回というような頻度で測定をずっと継続してございます。それ以降、再び県内全域のですね、学校の校庭の線量調査というのは福島県の方で6月に行つて、その結果を7月の上旬に公表してございます。今回、本日お配りした資料に含まれてるのは、その福島県が県内全域を対象とする調査の第2段というふうにご考へていただければと思ひます。

Q：そうすると、ちょっと確認なんですが。最初に入校控えてやられた段階では全校対象ではなかつたわけですね、当時は。

A：(文科省) いわゆる学校全てを対象にした測定を行つたと思ひます。少し確認させていただければと思ひます。

Q：ちょっとお願いします。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは前の方どうぞ。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。園田さんに明日のことでちょっとお伺ひしますが。明日の園田さんとフリーランスとのこの記者会見の在り方を協議するという会ですけど。これ今まで私も一昨日の夜にご案内のメールをもらい

まして、出席したいという希望のお返事をして、その後ご連絡がなくて今に至っているんですけど。どのような感じで明日やられる事になったのか。具体的に現在のですね、何人の方が参加申し込んできてその方たちは一応全員出られるのかとか、公開するのかって話も前回の会見のときあったかと思うんですが、そこら辺のことはどうなったのかという事を園田さんにお伺いをして。あと松本さんにはですね、福島第一原子力発電所のこの事故が発生して以来ですね、それに関連して東京電力に対する損害賠償請求の訴訟というのは何件起こされていて、大体それ請求総額としてはどれくらいになってのかとか。既に終結しているものがあるんでしたら、和解とかですね、それはどういうふうになっているのかとか、そこら辺の損害賠償の訴訟の関係の内訳というかを知りたいんですけど。

A : (園田政務官) 私がまず。明日、私と内閣府の中でですね、意見交換をさせていただく件でございますけれども。今日現在のところで、確か締め切りは昨日でございます、全部で 15 名応募をいただきました。その内の 12 名の方だったと思いますけれども、この記者会見に登録していただいている、ご案内をさせていただいた 8 番と 9 番の方でございますけれども、その方々には本日にはご回答と言いますか、明日お越しく下さいという事、時間と場所についてのですね、ご案内をさせていただく事になっております。

Q : 12 名っておっしゃられたのは、私の今聞いている理解では昨日の 18 時かなんかに締め切ったんですよね。その時点で 15 名申し込みがあって、その内の 12 名っていうのは既にこの会見に出ている人ってことなんですよ。そうすると、残り 3 名ってことなので、しかも定員 20 名ってことですから、全体でも 15 人ということは残りの 3 名の方も別に出席してもいいと思うんですが、どうなんですかそれは。

A : (園田政務官) 私が申し上げておりますのは、フリーランスの方でこの会見です、皆さま方と今後のこの会見の在り方を協議をさせていただきたいという事で。ことさら内閣府の中で私の政務官という身分で話し合いをさせていただきますので、そういった面ではこの会見で登録されている方ということでご案内をさせていただいたつもりです。

Q : すいません。公開のことはどういうふうになったんですかね。

A : (園田政務官) それについては私は別に公開させていただいてもいいと思っ

ておりますけれども、明日全員が揃われた時点で、全員が揃われた方の中で公開していかどうかを同意を取らせていただいてから公開という形になると思います。

Q：すいません。じゃあ公開でいってことなんですから、もちろん私も公開でいいと思いますし、多分他の11名ですか、私一人入ってるんで。まあいいということになると思うんですけど。そうなったら、公開といってもどこかのネット中継とかやるかとか、必ずそういうふうになるかとか分からないので、さっきの3名の人ですよね。3名の人、傍聴だったらいいんじゃないですか。だって、どうせ公開してもいって園田さんのお考えなんだから、別にその傍聴するだけだったらいいんじゃないですか。

A：（園田政務官）その点についてはですね、また今後お話し合いをさせていただきたいと思いますので、まずは明日皆さま方と意見交換をさせていただきたいと思っております。

A：（東電）東京電力に対する損害賠償が何件起こっていて、金額はどうなるかというご質問でございましたが、こちらは以前もご質問があったとおり、何件かありますけれども、件数それから総額についてはお答えできません。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、そちらの方どうぞ。

○週刊金曜日 伊田

Q：週刊金曜日、編集部の伊田と申します。園田さんと松本さんにお尋ねします。明日のフリーとの話し合いですけれども、私ども週刊金曜日、準ずる規定で入っております、日本雑誌協会に入っていないものですから。それで明日の案内は来たんですけれども、フリーじゃない媒体の方は遠慮していただきたいというただし書きがあったので、申し込まなかったのでお伺いをします。どういった経緯で、どういった事を明日話し合われるんでしょうか。それから、松本さんにですね、損害賠償については一切お答え出来ないという事だったんですけれども、これは民事も含めて裁判とかそういう事であれば公的なものだと思いますし、事故の責任という事もあればですね、件数、概略でも総額でどうなのかというのは公表すべきだと思いますけれども、なぜ公表しないというふうに断言されるのか、その理由についてお聞かせください。

A：（園田政務官）私から。明日の意見交換の場を設定させていただいた経緯でございますけれども。この記者会見の中でですね、何人の方からかこの記者会見に登録をする、あるいはされるというところに際して、その基準が厳しすぎるのではないかというご指摘をいただいたところでございます。私どもとしてはですね、今の政府の記者会見の在り方に照らし合わせて、そして設定をさせていただいた経緯がございましたので、そのご説明をさせていただいていたところでございますけれども。なかなかその中でですね、フリーの方からそれではなかなか登録がし辛いというご意見が幾つかございました。それについてですね、この記者会見場というよりはこの記者会見の在り方でございますので。この記者会見場で、フリーランスの方々からのそういったご意見をいただいたという事もありましたので、そのフリーランスの方々とはまずはこの記者会見の在り方について、この記者会見とは別個で私が政務官という立場で、内閣府で意見交換する場をさせていただきたいと、そのような事を申し上げて、明日その在り方について意見交換をさせていただくつもりでございます。

Q：はい。どうなるかは解らないですが方向としてはより、オープンに開かれた方向を模索するという形で取りあえず、まず話し合いをするという理解でよろしいですか。

A：（園田政務官）そういう状況と言いますかですね、今でも十分オープンにさせていただいておりますので、それをその考え方をですね、皆さん方と共有をさせていただきたいという思いでございます。そういった意味では、こういった形でですねこの記者会見が行われ、そして意図がどういう形であるのかということ、しっかりと話し合いをさせていただきたいと思っております。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが。まず、一点目は訴訟を起こされた方が、既にもう公表されている場合は、別でございますけれども。私どもと致しましては、先方の問題がございますので、公表できるかどうかという確認も取れておりませんので、公表は差し控えさせていただきたいと思っております。また、金額等に関しましても、私どもの見方でございますけれども、非常に過大というふうに思われる金額もございますので、金額・総額等についても公表は控えさせていただければというふうに考えております。

Q：取りあえず結構です。

A：（園田政務官）ごめんなさい。ちょっと補足。ごめんなさい。すいません。先ほど寺澤さんからご質問いただいて、何名の方が申し込みに来てるかという事で、すいません。一名間違えておりました、16名で登録のお返事をさせていただいた方が13名。明日ですね13名でございます。失礼しました。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。補足、お願いいたします。

A：（文科省）先ほど木野さんからご質問があった学校の校庭のモニタリングですけれども。一番最初、切っ掛けとなりましたのは福島県の方で、4月5日から7日にかけて県内全部の幼稚園・保育所も含めてですね、調査を行ったのが一番最初ではなかったかと思えます。これを受けまして、これらの学校の内、線量の高かった、具体的には $3.7\mu\text{Sv/h}$ 以上ですね、学校52校園あった訳なんです、それについて文部科学省の方で、詳細な調査をその後行ったということでございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。それでは、そちらの方。

○時事通信 神田

Q：時事通信の神田です。まず、保安院の森山さんにお伺いしたいんですが。今朝の作業員の方の協力企業の亡くなられた事案なんですけれども。保安院の方は今東電さんが把握している、事実関係、死亡の原因であるとか、症状であるとかそういった事については把握していらっしゃるのでしょうか。それと後、園田さんにちょっとご意見をお伺いしたいんですけれども。プライバシーを理由にですね、いろいろと死因等について事故とは関係ないという事で、病名などについても公表できないという事なんですけれども。それが事故と本当に関係がないかどうかという事を、検証するにおいて全てそれが東電さんが、情報を握っているという状態ではその判断自体が検証できないという部分があるので。例えば、名前まで出せという事を言ってる訳ではないので、やはりそういったものについて、可能な限りですね。病名であるとか、その因果関係を判断できるような材料を公表すべきだと思っております。その辺り、どのようにお考えでしょうか。それから後、東電の松本さん

にお伺いしたいんですけども。先ほどの訴訟の関係なんですけど、相手方が公表を望んでいるか解らないという事で、公表できないという事なんですけど。少なくとも、訴訟という公の場でのアクション起こされてるという事ですので、ある程度公表されるのはやむを得ないというふうに向こうが考えてると思いますし。またこれも、相手方の名前まで出せというふうに言ってる訳ではないので、公表すべきだと思うんですが、これについてはどうでしょう。また、総額とか件数についてもこれはある種、企業のですねリスクの部分でもあるので、株主の面からでもですね。訴訟の件数であるとか、請求額それが仮にその東電から見て、過大だとしても請求額という事ですね、件数であるとか総額というのは、公表すべきだと思うんですが。これについては、いかがお考えでしょうか。

A：（保安院） すいません。保安院でございますが。本日亡くなられた方の病名については、昨日入院された段階での診察と検査の結果の報告を受けております。昨日の時点で、その病名については報告を受けております。以上でございます。

Q：報告を受けているという事ですけども。保安院としてはそれを、病名等については保安院から公表するというお考えは、特断ないのでしょうか。

A：（保安院） はい。今のところ、ご遺族とのお話し合いをされているというふうに向っておりますので、まずはそちらの状況をよくみたいと思っております。以上でございます。

Q：いわゆる被ばくの量であるとか、その被ばくとの因果関係が無いにしても、労働条件とかの関係も労働事故的な側面もあるので、保安院がやるべきかどうかは分からないんですが、この間の写真の公開を求めるような形もありましたけども。何らかの形で東電側にですね、そういった情報をなるべくプライバシーはきちんと保護できるような上で、何かそういった情報を、提供する様に求めるようなお考えっていうのはないのでしょうか。

A：（保安院） 本件について具体的にどうするかという事を決めている訳ではございませんが、一般的にその情報公開というものはですね、徹底していただきたいという事を申し上げます。したがって、そのプライバシーの問題あるいは、ご遺族の関連もございまして、その辺りを十分踏まえた上での対応が必要ではないかと思っております。以上でございます。

A：（園田政務官）はい。私もですね、最初第一報を受けましてから、この件につきましてですね、本当にご遺族の皆さま方にはお悔やみ申し上げたいと思っておるところでございますけれども。そういう意味では、今まさしく今朝、お亡くなられたばかりでございますので、まだ様々な形が整っていないというふうに、今の段階では判断をいたしております。したがって、東京電力でですね、まずこの件について、しっかりと調査をしていただくというのが、一義的にあると思っております。その後、ご遺族の皆さま方との関係でそれがクリアになれば、当然ながらきちっとそれが私どもにも報告があろうかというふうに考えておりますので、その時点で皆さま方にも当然ながら公表するという形にはなると思っております。

Q：今の段階では、まだ途中経過であって、公表すべき名前までという訳ではなくてですね。基本的にはその業務との関連がないとしたとしてもですね、それを後から検証できるような東電だけの情報ではなくて、後からいろいろ他の方に聞いても検証できるような形での、ある程度の情報は出すべきだという基本的なスタンスは、あるという事でよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）はい。当然ながらですね、この間の様々な情報については東京電力に対しましても私どもは求めてまいったところがございますので、そういった点においては後の情報にも例外は無いと思っております。ただ、この案件につきましては、やはりご遺族の皆さま方のご意思というものがあるといふふうに伺わせていただいておりますので、その点については私どもとしても見守らせていただいているところでございます。

A：（東電）はい、まず損害賠償のご質問でございますけれども、まず先ほど数件というふうに申し上げましたけれども、件数そのものはおよそ10件ございます。約でございますが、係争中でございますが、こちらは繰り返しのようになりますが、裁判という公開の場というご指摘がございますけれども、係争中の案件でございますので、件名ですとか、どういったことで争っているかにございましては回答を差し控えさせていただきたいというふうに思っております。それから請求額の詳細等につきましても、先ほど過大というふうにお話をさせていただきましたけれども、いわゆる会計整理上きちんと認識した時点でももちろん公表、それから会計整理をする必要がございますけれども、現時点でまだ確定しているわけではございませんので、請求額につきましてもそもそも賠償の対象になるかというものも含まれておりますので、金額につ

いても非公表にさせていただきたいと思っております。

Q：ええと、確定していないというのは、集計が確定していないとかそういう意味ではなくて、裁判の帰趨が決まっていないので、賠償額として確定していないということよろしいですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：それからちなみに10件というのは、いずれも東京地裁に係属しているというのはわかりますか。

A：（東電）ちょっと私どもの営業範囲、関東でございますので、関東の中で起こされているものですか、あるいは福島県等があらうかと思っておりますので、そのへんちょっと確認できておりません。

Q：あともう1点だけ。今申し上げられた約10件というのは、東電さんに対する訴訟はいろいろ起こされていると思うんですが、この事故に関する障害賠償訴訟として、カウントする判断の仕方、東電さんがこれは範疇にはいるというようなカテゴライズするのはどういうふうにされてらっしゃるのでしょうか。

A：（東電）基本的には今回の事故に伴いまして、放射性物質によります影響を受けたですとか、あるいは避難が必要になったですとか、いわゆる事故関連で被害を受けたという認識のもとで訴訟が起こされた件数を数えております。

Q：そうするとまあ、請求の趣旨等から中身を見てそういうものに入るということでもいいわけですね。

A：（東電）はい、そのとおりです。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。はい、補足お願いいたします。

A：（園田政務官）はい、失礼しました。ちょっと私から一点補足を。先ほどの原子力防災訓練についてでございます。ちょっと私も分かっていなかったものですから。それでですね、やはり国と関係府省、関係自治体、そして事業

者、ここの合意に基づいて実施をするという形式になっております。現時点ではどういう形とするかも含めて検討中であるということでありますので、行う行わないも含めて全てにおいて検討させていただいているということでございます。

○司会

質問のある方。挙手をお願いします。それではそちらの方、その後、後ろのそちらの方。

○読売新聞 中村

Q：読売新聞の中村と申します。文科省の伊藤さんにお聞きしたいのですが、もし担当外だったら申し訳ないのですが、学校給食の放射線検査について、今いろんな自治体が検査をするとパラパラと発表しているわけなんですけど、これは文科省の方ではモニタリングの機材のお金を出すとか、そういった計画があるのは承知してはいますが、現状どうなっているのか、それと今後文科省として学校給食の調査をどうしていかれる予定なのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○司会

一問でよろしいですか。

A：（文科省）学校給食についての、いろいろとご父兄の不安等があるということで、現在三次補正においてですね、そういう検査のための機器購入の支援ができないかということは考えているところでございます。ただ具体的にどのような方法で調理前の食材を検査したほうがいいのか、あるいは調理済みのものをするのかといったことも含めてですね、専門家の意見を伺っているところでございます。ちょっと今のところそれ以上の情報は私も持ち合わせていませんので、必要であればまた確認させていただきたいと思っております。

Q：現状では国として何か一つの指針を出すとかいうことではなく、各自治体まかせの状況であるということよろしいですか。

A：（文科省）先日の記者会見で副大臣からもお答えしていたかと思いますが、国として学校給食の安全についてですね、何か別の指針とか基準を設けるというようなものではないというふうに承知してございます。

Q：すいません、その理由を簡単にお聞かせください。

A : (文科省) 食品の安全については食品安全委員会を始め、国全体としていろんな基準がございますので、それに例えば上乘せして何か別の基準を作るとか、そういうことは考えていないということだと思います。

○司会

次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅ですけれども、最初の保安院の方からご説明いただいたところについてですね、1 mS v 以下なのか、1 mS v 代なのかということなんですけれども、これについては先ほどカラーという、日本語で言えばカラーという波線のマークの意味等についても説明があったんですけれども、同じ文書の中に、いわゆる日本語でいうなになにからなになにまでと同じように使われてる意味のものもありますし、約という意味ではこの波線を使って約というふうに説明されているものはこの文章の中にはないんですね、だから言われているような解釈というのも成り立ち得るんだろうけれども、それは必ずしも正しいとは言えないので、直接 ICRP にですね、いわゆるベリーロー (very low)、ベリーロー (very low) というのはパブリケーション 99 にいうベリーロー (very low) ではなく、パブリケーション 133 にいうベリーロー (very low) の意味ですよ、つまり何千人中何人が害になるとかっているのを考えるのは不適切であると言っているベリーロー (very low) というのが何なのかというのを、直接 ICRP に直接聞いて直接文書で答えをもらうべきだと思うんですけれども、そういうことをされる予定はありませんかというのがまず 1 点です。それから今の仮に安全委員会の見解が正しかったとしても、10mS v 毎年を超える可能性のある地域については、少なくとも何千人中何人が死ぬ可能性があるんだということを踏まえた、デメリット、リスクを評価した上で地元の住民を交えた形での放射線の防護に取り組む必要があると思うんですけれども、ICRP のそういう放射性防護の勧告内容について、政府が十分に理解できているんでしょうか。これは園田さんに対する質問です。これがもし、つまり専門用語等があって非常にわかりにくいので、仮に政府がイエスというご回答だとしても、地方自治体はわからないと思うんですよ。なのでチェルノブイリの後には、長期汚染地域の住民のための実用的手引きというような物が作られて、噛み砕いたものが配布されているんですけれども、そういうものを作成する必要があるのか少なくともあるのではないかと。その場合には当然安全委員会からきちんとアドバイスをいただいて、そうい

うものを作っていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、それについてこのように考えられるかということです、で、これをなぜするかっていうと、今回の地域の解除等にあたって先ほど質問があったように、先にきちんと汚染について除染をしてから我々を回収してほしいというような意見もあるように十分な説明等住民参加による意思決定というのがされてないというところに問題があるんだと思うので、そこをまさにICRPは勧告しているわけですね。そこがどうなのかということで聞いてます。それから炉内の状況について今日安全委員会の方で聞いたところ、いわゆる冷温停止に関連して聞いたところ安全委員会の方は保安院に対して炉状況についてのシミュレーションをしてほしいと頼んでいて、その回答を待っているんですよと言われました。私何度もここで聞かせてもらってますけれども、注水量とか崩壊熱との関係からいったいどのような事が考えられるのか、ということが想定されるのかということについて質問したというそういうご回答だったんですけども保安院の方はそういうシミュレーションについての作業もされているのでしょうか。それから後二つですけれども、先日対策本部等についての組織図を頂いたんですけどもあれは内部の組織図というよりもそれぞれの関連性はわかったんですけども、もう少しそれぞれの担当部署なり本部なりが何をしているのかが分かるように官職名というかポスト名というかそういうものを詳しいものにして頂ければより分かるんじゃないか。それとその関係で緊急事態応急対策実施区域についての指定がどうなっているのかという事で前に聞いて、その前ちょっとあったものですから、これも併せてお答え頂ければいいと思います。それから最後の質問ですけれども、工程表なんですけれども、結局これは現時点で何が技術的に未解決かという事が書かれていなくて優先順位として本当はこれがしたいんだけど、これは技術的に難しいので今は出来てませんというような事を含めて本来は書かなければ助けたいと思っていても何が必要なかわからないので、そういう事も含めて本当はこれを優先的にしたいんだけどもいろんな要素でこれは出来ないんだという事も含めて工程表に書いて頂ければ、いろんな治験が集めることが出来ているんじゃないかと思えますけれどもそのような形の工程表にすることは出来ないのかどうか。以上です。これは園田さんに対する質問です。

A：(原安委) まず安全委員会からお答え致しますけれども、パブリケーション107、2007年の基本勧告ですけれどもそのエグゼクティブサマリー(exectutive summary)の(k)で出てくるベリーロー(very low)がどの桁を示しているかということですけども、ここはこの文章の中そのものでは定

義は無いわけであります。むしろ大事な事はどうだと言っていることが大事だと思うわけであってベリーロドーズ (very low dose) についてそのガンの死者数を算出することは不適切である。さらにトレビアルドーズ (trivial dose) についてそれをやるのは避けるべきであると言っています。それで今日冒頭で説明いたしました10mSvあるいは10mGyの被ばく線量における疫学調査の結果から言いますと、受けた線量が10mSv台の場合には線量に応じてリスクが現れるような調査があれば、そうじゃない調査もあるという事でありまして、そういうところからすると線量が10mSv台にあれば使う事そのものについてまで不適切とは言っていないと思います。ただ1mSvのオーダーについては疫学調査からは有益な情報を与えられないという記述があるわけですから、そういう事と組み合わせて考えるとやはりここで適切ではないと言っているのは1mSv台の被ばくについてそういった被ばくをした場合のガンの死者数を計算するのは適切ではないと言っているというふうに、ICRPの他の文書と関連付けて見ればそういうふうに考えるのが非常に素直な解釈であって、いちいちICRPに確認するまでもないと思います。

それから今日の記者会見で斑目委員長から保安院に対して炉内の状況についての検討をお願いするというのは、実は4月に一番最初に原子炉内の状況についてご説明があったときからお願いをしているわけでありまして、これは特定のシミュレーションをお願いしているというよりか、これまでやってきたシミュレーションであるとか、過去のシビアアクシデント等に関する様々な研究の成果、そういうものを総合して炉内がどうなっているかの説明を考えて頂きたいということでございますので、念のため補足させていただきます。

A：(園田政務官) 私から放射線防護の理解についてやはりご指摘のご趣旨は私もごもっともな話しであると思って聞かせて頂きました。したがってどういう形で自治体を通じて、あるいは自治体に対して私どもの政府の考え方というもとをお示しを出来るかというところは、今復興本部の方でも様々な形で工夫をしながら行っているという事を聞いておりますので、そういった手引書というか冊子というかそういったところは今後様々な形で検討はしていきたいと思って聞かせて頂きました。それから組織図でございますけれどもこれ以上の詳細なものは実は今作っていないというのが現時点でのお答えになると思うんですけども、一度それぞれ私の範囲内というか担当の所でございましたら一つ一つご説明をさせて頂きたいというふうに思っておりますので、またその時にご指示を頂きたいと思います。それから緊急時の、ちょっと条文今私持っていないんですけどもご指摘を受けて私もちょっと条文を確認

させて頂いたんですが実は原子力災害対策特別措置法についての、日隅さんのご指摘の箇所はすなわちそれによって避難区域あるいは計画的避難区域等と今回設定をさせて頂いた避難区域を指すものでございまして、法文上で申し上げるならばご指摘の緊急対策実施区域、それが法文上の区域正式名称でありますけれどもそこから政府として警戒区域、計画的避難区域というものを設定をして派出をするという形でございます。失礼しました。それから工程表の中身について優先的に行う事項を書いてはどうだというご指摘でございます。そうですね、またこういった形でお示しが出来るかちょっと今度の今月のとこに間に合うかどうかですけれども、少し加味して皆さまに分かりやすくあるいはこういった形で私どもの取り組み実施情報が分かりやすくお伝えできるかというところは工夫をさらにして行きたいと思っております。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますが炉内の状況でございますけれども、炉内の状況の検討の重要性というのは安全委員会からもご指摘がございますけれども十分認識しているつもりでございます。何時までにどのようなところまでということはなかなか申し上げられる段階にはいたっておりませんが、先般ご紹介いたしました中期的安全確保の考え方の中でこの冷温停止との関係で申し上げれば崩壊熱を適切に除去出来るといった事を求めています。また非常時の原子炉圧力容器、格納容器内での異常事象に関する確率論的安全評価というものを求めています。こういった中でどこまで原子炉の中の状態を想定して対策が取れるのか。これは冷温停止という観点からいきますと実際には評価できた範囲、あるいは分からないところというものを十分踏まえた上で保守的な検討ということになりますので、その段階でどこまで分かるかということは今の段階では申しあげられませんが、少なくとも、その冷温停止の評価をする際に、ここまでは分かっている、あるいは分からないのでこういう保守的な評価をするんだといったことはご説明しなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

Q：安全委員会との関係ですけれども。先ほど「聞く必要はない」と「ICRPに直接聞く必要はない」と言われたんですけども、本来、公衆被ばくについては年間1mSvというふうに決まってて、それを超える数値について、LNTモデルによって、しきい値が無いモデルを使って検討するというのは、ごく自然な感じがするんですね。LNTモデルが問題になるのは100mSvパ一年以下ですよ。100mSvを超えれば、LNTモデルなんていうことは必要なくて、しきい値が無いと、そこまではしきい値が無いというのがハッキリ

りしているわけですから、LNTモデルを使うっていうのは100mS v 毎年以下のレベル。それにも関わらず、10mS v までは、このLNTモデルを使わなくていいんだと、というようなことにはならないわけで、LNTモデルを使ってキチンとリスク判断をして、それに基づいて住民の方とも話し合っというのは、それはどちらかというとな然なようにも思うんですね。ですので、やっぱりこれは聞いていただきたいと思います。それはちょっと委員会として検討していただきたいんです。つまり加藤さんの答えではなく。委員会としてその必要があるかどうかの検討をしていただいて、それでご回答をいただきたいと思います。それからすみません、ちょっと私、一点聞き漏らしていたんですが。古い話なんですけど、保安院の方で中村さんという方が移動されたことは、何度かここで話題になって。それで、そのことについて「予定されていた異動なんだ」と言うようなご説明がいただいていたかとも思うんですが、なんとなくやっぱり不自然だなというふうに思ってる人の方が多いと思うんですけども。

○司会

すいません、追加の質問はまた、後で終わってから、後でまたご指名いたします。

Q：そうですね、はい、分かりました、後で結構です。

A：（原安委）すいません、何度かこの話をすると安全委員会は低い線量ではLNTモデルを使わなくていいと言ってるというふうにもいつもおっしゃるんですが、そこは全くそんなことはございません。LNTモデルはどんな低い線量でも使わないといけません。じゃあそこから出てくるリスク、癌の過剰死亡リスクがどれだけ増えるかという形で出てくるわけですけども、それを使ってじゃあ、何人癌死が増えるかという形に翻訳するのがいいかどうか。これは受けてる線量によって、その説明振りはよく考えないといけないということでもあります。そういった意味では、これからいろいろ避難の解除、あるいは除染の目標の設定ですとか、そういった段階でこういう線量であればどれだけのリスクがあるということをよく、これは当然、地元の皆さまにも説明していただかないといけないわけですけども、その場合、どういう表現の仕方ですと説明したらいいのか、そこは生活支援者チームですとか、現地対策本部で地元の皆様のご意見等を踏まえて、最も適切な説明のやり方というのをよくお考えいただきたいというふうに思っております。

Q：それを是非ですね、安全委員会の方でアドバイスもしていただいて、つまりそれがなかなか難しい微妙な部分だと思うんで、その1mSvか10mSvかの問題は別にして、是非、安全委員会の方からもアドバイスをしていただきたいと思います。以上です。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。はい、それではこちらの方、その後、後ろの方。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤です。先ほどのことで松本さんと園田さんに、1、2点ずつ確認しますけれど。まず松本さんにお伺いしたいんですけど。先ほど、私、最初にこれ損害賠償請求の件数とか、請求額どうなってるんだと聞いた時に「答えられない」と言いましたよね。その後、約10件って答えてるんですけど、これ最初から答えればいい話じゃないんですか。なんで答えなかったんですか最初。まずそれを教えてください。

A：（東電）はい、件数がハッキリできておりませんでしたので、基本的にはお答えできないという立場を申しあげたこととなります。

Q：約10件というのは、その後わかったってということなんですか。

A：（東電）はい、手元にメモがありましたので、約10件というふうにお答えさせていただきました。

Q：手元にメモがあったなら、最初から約10件と答えればいいのに、なんでしなかったんですか。

A：（東電）手元に後からメモが入りましたので、お答えさせていただきました。

Q：ですから、その約10件と、あなたに答えていいとか、答えちゃ駄目だとかって、この会見を私、何回もいってるけど、監視カメラで監視して指示するのは誰なんですか。

A：（東電）会見で指示されてる訳ではなくて、私どもが、これまで過去にQAという形で用意をしておりますので、そのメモを届けさせたということです。

Q：じゃあ、その約10件について聞きますけど。約10。

○司会

質問を、ちょっとまとめて。

Q：分かってますから、ちょっと。約10件について聞きますけど、その中には、今般、補償金合意書というものを送ってますけど、これを送っている上で、だけどやっぱりこの補償金合意書でやるのは嫌だといって、提訴されたのはあるんですか。

A：（東電）個別の係争している案件につきましては、お答えできません。

Q：じゃあ園田さんに2点確認しますけど、まず明日の、この協議なんですけど。そうしますと園田さんとしては、今回構わないということで、前回の会見でも、今日もおっしゃってますから、一応出席する人が、私も含めて13名ということになるんですね。全員来れば、その13名の方たちが、それお互い構わないという事であれば、撮影、録音、ネット中継可能ということですよ、明日。

A：（園田政務官）はい、そのとおりです。

Q：それと、もう一点確認なんですけど、園田さん、先ほど今回死亡された作業員の方のこともおっしゃってましたけれども、これまで福島第一原子力発電所で事故以来、3名の方が亡くなってますよね、今回入れて。報道されてることというか、東京電力が発表してる内容ですと、これ変死体扱いになるかと思うんですけど、この3名の方、司法解剖してるんですよ。

A：（園田政務官）すみません、それ私は存じ上げません。

Q：松本さんは、どうなんですか、これ、司法解剖してるんですよ、これ。

A：（東電）えーと、少なくとも8月の急性白血病の方は、されてないと思いますが。あと心筋梗塞で亡くなられた方は、ちょっと確認してみないと分かりません。今回の方は、まだやってるかどうかは確認中です。

○司会

次の方、どうぞ。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌ファクタの宮嶋です。園田政務官に伺えばいいのかと思うんですけど、核のセキュリティの一環として伺いますが、避難準備区域が解除されることで、20キロの境界線上ですね、そこがいわゆる普通の日常生活に戻っていくわけですけど、いわゆる国道の6号とか114ですとか、そういう所は24時間で警察が立って、機動隊ですね、守ってるんですけど、そこから多分数百メートル行ったところは、バリケードっていうんですかね、1メートルぐらいのがあるだけで、子供でも入れるようになってるような状況なんですね。それで無人のそういう市町村、県道を含めましてね、そういう状況のところっていうのは何か所ぐらいあって、それについてこれからどういう形で国として、あるいは警察の側がどういう考え方で、私が行った限りでは、そういうところにパトロールしている印象がないんですね。それから既に20キロ圏内でも海沿いを歩いていけば、大して被ばくせずに行けるような状況だということ、航空モニタリングなどでも分かってるわけですから、やはり避難準備区域を解除するということは、どこから本当に立ち入り禁止にするのかと。今は警戒区域への立ち入り禁止というのは、事実上形骸化してると思います。というのは、夜陰に乗じずとも勝手に入れますから、その辺のことをどういうふうにお考えになっているのか、是非その実態について、そういう警察の方だと思いますけどね、どうなってるのかお知らせいただきたいと思うんですけど。

A：（園田政務官）はい、やはり20キロ圏内においては、先ほど来からも申し上げておたわけでございますけれども、私どもの政府から県に対しまして災対法に準じます措置という形で、区域内への立ち入りをさせていただいたということでございます。後はおっしゃるように機動隊といいますか、県警がご主体になっておりますけれども、ここの警備に当たっていただいているということでございまして、そういう意味では、私は住民の皆さん方からも、避難住民の皆さん方からもご意見をいただきたところでございますけれども、やはり盗難の事案というものも発生しているということもありますので、当然ここの区域の警戒というものはしっかりと行ってほしいということ、を常々から求めてきたわけでございますので、今後もそういったことがないようにしっかりと警戒は怠ることのなきように行っていただきたいというふうに考えております。

Q：もしもし、その警護を怠っているということを申し上げているんじゃないかと、具体的にですね、どういう形で無人のですね、無人というか、全く車止めしかないような拠点というのがどれ位あるんですかね。そこに対して警察はどれ位、まああんまり機密なのかもしれませんが、パトロールをしてるんですかね。そういうことを思いますとね、本当にここからは入っちゃいけないんだというようなものを作らないと、中学生位でしたらそれを跨いで入っていけばですね、歩けちゃうんですよね。そのこと自体何かやっぱり避難住民区域を解除するに当たってはですね、どこかでやっぱり線引きというんですかね、水際というんですかね、その境のところをやっぱりはっきりさせないと。今のところだと全くどこからでも中へ入れるという状況なんですけど、具体的に何かこうするべきとかそういうお考えというのは政府内で検討しておられないのでしょうか。

A：（園田政務官）警戒についてはですね、これは県警にお願いをさせていただいておるところでございますので、その穴が開いているのかは私は詳細には把握はしておりませんが、恐らくそういったことが本当にあるのでしょうかね。そういった事がないように立ち入り禁止区域を定めさせていただいて、住民の立ち入りができないようにというかたちを、当然一時立ち入りは当然認められておりますから、許可が出た方からですね、そういった所に入っていけることになっておりますけれども、それ以外の方が入らないようにということで、きちっと検問所を設けてですね、やっている筈だというふうに考えております。それから、警らについてもですね、これは順次パトロールを行っているというふうに聞いておりますので、その辺は怠っているということはないというふうに私は受け止めております。

Q：この間の国連のあれでもありましたけど、やっぱり核のテロっていうんですかね、善意の人ばかりじゃないわけですよね。そういう意味で歩いてみたら分かりますけど、本当50センチ位か1メートル位のバリケードに「立入り禁止」っていうのが2枚位貼ってあるとかですね、そういうところが何箇所もありますし、その界隈を跨いでいくことは簡単ですしね。要するに何をその想定して、要するにそこから危ないからいけないという人を想定していればそれでいいんですけどね。実際にこれだけ線量が下がってきて、なお且つこの要するに福島という施設が非常に脆弱であるということが世界の目から見ても分かる状況だと思うんですよね。しかし、そういう一方のところでは24時間、お巡りさんが立っているんですけど、そこから2、300メートル行っ

たら、それはまあ車止めがあるだけのところが何箇所もあると。私が申し上げているのはこれは南相馬なんですけど、恐らく同じことでしょう。何かやはりそういうところについてですね、言葉だけ書くのを要するに防護といってもですね、結局何もしていないんじゃないかなという印象を受けるんですけど。そういうご認識はないんでしょうかね。

A：（園田政務官）すみません、核セキュリティという形で申し上げるならばですね、その点については今、東京電力も含めて私どもでもきちっと把握をさせていただいているところがございますので、発電所内においてはその点の怠りはないようになっているというふうに理解をさせていただいております。しかしながら、20キロのそういった区域の立ち入りという点でいきますとですね、全てにおいて壁を作っているということではないということですので、それはさすがに難しいんだろうというふうに思いますけれども、何らかの形でパトロールも含めてですね、きちっと警護はしているというふうにさせていただいているところがございますので、ご指摘は大変重要なところでもございますので、一度私からも確認をさせていただきたいとは思っております。ただし、今の現状で何か大きな形が起きているということではございませんので、そういった点ではもう少しですね、警備の状況を見ておきたいというふうには思っております。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、そちらの方。それから、その後、そちらの方。

○東京新聞 加藤

Q：東京新聞の加藤です。作業員の死亡の件で、まず松本さんに、今、福島第一原発では一日当たり何人位、それから延べ何人位の方が働いているのか。それから、松本さんと森山さんにですね、その人数に対しての3人の死亡というのは、これは多いと考えるのか、普通と考えるのか。その次に仮に多いとするんだったら、どこら辺に問題があると感じていらっしゃるか。以上をお願いします。

A：（東電）まず、一日当たりの作業員の人数、社員も含めてですけれども、約3,000人の方が第一原子力発電所で働いております。これは作業の状況によりまして増減いたしますが、およそ3,000人前後というふうに考えていただければと思います。それから、延べで何人になるかはまだちょっと把握できて

おりませんので、ちょっと確認させていただければと思います。それから、3人の方が亡くなったわけでございますけれども、この割合が多いか少ないかについては、全国的な統計ですとか、あるいは労働災害がどういった状況、統計上データがあるかについてはちょっと確認しないと分かりませんので、今の段階で多いか少ないかについては判断することはできません。

A：（保安院）保安院でございますけれども、3人の方がお亡くなりになられたということで、その数が多いかどうかということでございますけれども、それぞれの方の亡くなられた原因というのも異なっておりますし、今、手元に統計的なものも持ち合わせておりませんので、それに対してお答えすることはできません。また、いずれにしても労働環境といいますか、作業環境の改善というのは必要だというふうに考えておまして、被ばくの観点のみならず、その健康管理ということが非常に大事だということで、これは政府を挙げて支援、あるいは指導をしているということでございます。以上でございます。

Q：園田さん、一日当たりの3,000人ということで比較すると、実は当社が大体3,000人位なんですけど、と思って実は聞いたんですけども。半年で3人が病死等で在職死亡したら、多分会社は大騒ぎになると思うんですよ。今、統計がないということですからあれですけども、統計等を確認してこの3人が在職期間に死亡するということがどうかというのは、一度作業と関係ない死亡だということを繰り返されているので、改めてそこら辺の見解はまた聞かせてください。よろしくをお願いします。

○司会

次の方、どうぞ。

○フリー 木野

Q：すみません、フリーの木野ですけども、まず最初に一点、文科省、先ほどSPEEDIの関係なんですけど、浜岡以前の、要はこれまでの防災訓練の際にSPEEDIを実際にそういう形で使っていたかどうか。もし使っていたとしたらその試算結果というのは公開というのはされないのかをお聞かせください。それから、先ほどの学校のモニタリングなんですけど、先ほどの答えだと4月の5日から7日にかけて幼稚園、保育園で調査したのが最初ということで、先週例えば20mSv年間という基準を下げた場合に、どれだけの学校に影響があるのかというのを試算されてますかというお伺いをしたら、

数えればわかるとお答えを頂いたんですけども、文科省から安全委員会の方に 20mSv の要請を出したのが 4 月 9 日なので、その時点ではモニタリグをされてないわけなので、その時点での文科省は 20 ミリ以下にした場合どういった影響があるのか、例えば 1 とか 5 とかでの影響を評価していたのか、それから学校の閉鎖される数だけではなくて、その際に影響を受ける児童の数、それから社会的影響、そういった評価をどういった形でされていたのか、そのへんをご説明いただければと思いますが、お願いします。

A : (文科省) まず 1 点目の防災訓練での SPEED I の利用、結果の公開については、確認させていただければと思います。それから、学校のモニタリングについてですが、4 月の 4 日に福島県の方で、県内全域の学校のモニタリング結果が出て来まして、公表されておりまして、それを受けまして 4 月の 14 日に文部科学省の方で再調査を行っております。その再調査の結果、校庭での線量が $3.7\mu\text{Sv}$ 以上の学校が 52 校あったというふうに確認しております。これは年間の被ばく線量 20mSv を一定時間屋内にどどまると仮定した場合の、空間線量が $3.8\mu\text{Sv/h}$ ということですので、それより 0.1 下げた、 $0.7\mu\text{Sv}$ というのを、その当時、学校の校庭を使用するのを制限するかどうかの基準として考えたということでございます。したがって、先日私が申し上げたのは、学校の校庭での線量の測定結果は出ておりますので、例えば 20mSv に相当するものが $3.8\mu\text{Sv}$ でありますので、 10mSv であれば、半分の $1.9\mu\text{Sv}$ というのは、公開されている測定の結果から機械的に数えあげると申し上げたわけでございます。当時、いろいろな線量に応じて、どれくらいの学校が校庭の使用制限を受けるかどうか、検討したかどうかは、私は存じ上げておりません。ただ、申し上げたように 1600 から 1700 校についての結果が出ておりますので、上からある一定の線量で区切っていければ、それくらいの学校が、それに該当するかというのは機械的にわかるということで、もう一つ 20mSv というのは、現存被ばく状況における ICRP が示したのは参考値の上限でございますけれども、それをスタートに、学校での線量を 1mSv を目指すという方針のもとに、まずはそこから 20mSv とする空間線量率を暫定的な目安として、学校の線量の低減化をはかっていったということでございます。

Q : 文科省としては 20 をどのくらいまで下げるとどういう影響があるのかというのは、評価というのはしてないということなのですか。そのへんはご確認いただけますか。どういう形で評価していたのか。

A : (文科省) 確認させていただきますけれども。

Q : つまりですけれども、当時は I C R P の現存被ばく状況の 1 から、ごめんなさい、緊急時の 20 から 100 までの中の、低い所で 20 をとったというお話、ご説明があったのですが、その数字を下げていった場合、どう評価されているのか、詳細にご説明されていたのがないのと、実際に 20 を決めた理由は I C R P というのはわかるのですけれども、その時の社会的影響評価はわかりませんし、そのへんの内容というのを、今になってわかれば、教えていただければと思いますが。

A : (文科省) 今、20 についてですが、100 から 20 という緊急時の下限値として 20 という話をされましたが、これは非常事態が終息した後の、一般公衆における参考レベルとして示されております 1 から 20 の上限の方、数値としては同じですが、目安として設定するという事で、4 月の段階では文部科学省としては、制限を行なっております。ただこの設定に対しましては、原子力災害対策本部として、原子力安全委員会の方に意見をお伺い致しまして、あわせて幾つかの条件をいただきましたけれども、それに基づいて、20mSv に相当する線量を、暫定的な目安としたこととございます。

Q : この際確認なんですけど、緊急時被ばくではなくて現存被ばくの 1 から 20 の上限を取られたということですか。

A : (文科省) 4 月 19 日付の原子力災害対策本部の出している文章、私どもが学校に発している文書に明確にそのへんは書かれております。

Q : 分かりました。当時は許される盤土の中の一番ゆるい所を取ったということになるわけですね。

A : (文科省) 非常事態が終息したのちの現存被ばく状況における 1 から 20 について、極力低い所を目指すと精神がございませぬけれども、一番高いところをまずは採用したということとございます。

Q : その関係でひとつだけお伺いしたいのですが、今日の放射線審議会の議論の中でサイズの報道ベースでしか見ていないのですが、これまで、公衆被ばくの上限を年間 1 ミリにしていたのを、今後 1 から 20 の範囲で決めるというような提言がされたのですが、今後この提言のとおり通ると、これからも

学校、生活空間の上限が、例えば福島県内であれば 20 だったら法律的にはなんの問題もないということになるのですが、こういう認識でよろしいか、どうかというのを確認が出来ればというのと、それからこの提言、今後文科省の方ではどういった形で処理していくのか、今後の予定をお伺い出来ればと思います。

A : (文科省) 今日の午前中の状況は承知してございませんが、昨日、放射線審議会の基本部会の方で、議論があったと聞いてございます。失礼しました。

Q : 昨日でしたっけ。今日でなかったでしたっけ。

A : (文科省) あの、すいません。今日の午前中でした。ちょっと私の資料、間違いまして。そこで議論されているのは、公衆の被ばく限度 1 ミリを 20 にするとか、そういうことではございませんでして、ICRP が勧告しています現存被ばくの状況について、これを我が国において、どういうふうに取り入れていくか、ということの議論がなされたと理解しているところでございます。今後、その考え方を整理の上、実際の今後の除線作業において、どういったレベルの値を参考値として取り入れて、長期的により低い線量に持っていくかというのを、各省庁において考えていただくということになると思うのですが、ICRP の勧告の取り入れについて、議論いただいたというのをご理解いただければと思います。

Q : 勧告の取り入れるという意味で、1 から 20 の中から選ぶというので、基本的に今ある公衆被ばくの上限 1 ミリというのを緩和するということだと思うのですが、これは、今後、文科省の中で法整備を含めてどういう形で処理されていくのか、今後の予定をお聞かせいただければと思うのですが、

A : (文科省) まず 2 点ありまして、緩和というものではございません。公衆の被ばく限度というのは引き続き 1 ミリだと思うのですが、その事故後の終息時における公衆の放射線防護をどうしていくかという値として、1 から 20 の間のどういう値を取っていくかについて議論していると、それから今後の予定というか放射線審議会は基準とかの法令をつくる任にはございませんでして、関係省庁が放射線防護に関する基準のための政省令、法令を作るときに諮問を受けて答申するということが任務ですので、そのところは現在は予定を伺っておりません。

○司会

質問のある方は挙手をお願いします。それではそちらの方、その後、後ろの方の

○NHK 重田

Q：NHKの重田です。松本さんに2点お伺いしたい事があるんですけども、作業員の方に関連してですが、サイト内で作業する時に持病の有無とか、労働出来る、作業出来る様な条件、これじゃ駄目だとかこれ以上だったら大丈夫とか、そういった条件ていうのは設けられているのかというのが1点目、2点目なんですけど、夏も暑かったんですけど今後、冬で寒くなると思うんですけども、作業環境、寒さ対策はどのようにになっているのかちょっとお伺い出来ればと思います。

A：（東電）放射線作業従事者になる前には電離健康診断を受ける必要がございますので、その健康診断の結果、就労可という様なお医者様の判断があれば作業員として登録され働く事が出来ます。持病の有無に関しまして、それぞれお尋ねという事は基本的にはやってないと思います。それから、冬になりますとやはりインフルエンザ等の感染症が心配されますので、手洗いうがい等の励行ですとか、予防接種の受診、それから寒さ対策という意味では簡易型のカイロ等の準備を進めている段階でございます。

Q：すいません。追加でもう一個お伺いしたんですけども、その健康診断というのはどこまでチェックする様なものなんでしょうか。

A：（東電）はい、電離健康診断でございますので決められた項目が厚生労働省さんから指定されておりますので血液検査等が入ってまいります。

Q：僕も詳しくないので申し訳ないんですけども、例えば8月の白血病のケースとかありましたけども、そういったものってというのは事前に把握されているものなのかどうかというのを。

A：（東電）いえ、事前に把握されている訳ではございませんで、電離健康診断上問題無かったので、作業員としての登録が終わって就業していたという状況でございます。

○司会

次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：先ほどの木野さんの関係で、公衆被ばく、緊急時と言いますか事故後の被ばく限量量についての設定というのが仮にされたとしても、一旦設定されたからと言って、その後のそれぞれの放射線防護を検討するにあたってはやはりそのICRPの勧告に基づく地元のステークホルダーの参加した検討というものはきちんとされなければいけないと思うんですよね。その網を被せても、例えば20mSvまでもフリーだからそんな事をしなくても良いという事にはならないと思うんですけれども、そういう理解で良いですよね。そのきちんと防護の過程において検討がされるという理解で良いかどうかという事の確認と、それから、さっきちょっと言いかけたんですけれども、中村幸一郎さんの異動についてこの方の異動の経緯と現職、それからその前職者、あるいは前々職者についてですね、どういう異動経緯があったのかという事をご説明を頂ければなと思いますので、その2点です。

○司会

誰に対する質問でしょうか。

Q：それは保安院です。

A：(文科省)放射線審議会の方の状況でございますけれども例えばその20mSvというのを採用したらその後ずっと規制として存続する訳では無くて基本的には考え方が1mSvに近づけて行くと、ただその次第に除染等が進んで後身に受ける、集団における受ける線量が低減するにしたがって、参照値と申しましょうか、参考値と申しましょうか、それは受理されて行くべきものだというふうに理解しております。それから、ICRP、地元の方のインボルメントについてちょっと放射線審議会の中で最終的に勧告で言われている事を国内に取り入れが立ってどのように推移するかについては今後の審議によるんだと思いますけれども、いずれにせよ避難区域、避難区域のような警戒区域の解除を取るにあたって、あるいは放射線防護の措置を取るに当たって住民の方に丁寧な進めが必要が必要だという事は先ほど来、政務官始め申し上げているとおりだと思います。

A：(保安院)保安院でございますけれども、中村審議官は異動しておりません。今でも保安院の審議官として在職しております。元々、中村は主として国際

担当をしております。今回の震災以前からそうでございます。緊急時の対応と致しまして、保安院の場合には審議官クラスが複数名、いろんな形で休日夜間も含めて待機をしております、当然、広報を担当したりあるいは現地に行ったりという事で対応しております。その3月11日の時点では中村がその広報という事を先ずは担当したという事で御座いますけれども本来、中村は国際関係を中心に担当しております、IAEAですとか各国際会議への出席、そういった事を中心に業務をしておりますので異動した訳ではございません。以上でございます。

Q：最初の方については、結局それぞれの地域での放射防護の在り方について、検討する時に説明するという、勿論、説明する訳じゃなくて、1990年の勧告でももう既に日本は採用している訳ですから、それを引っ繰り返す訳では無いでしょうから、そこでちゃんとそういう関係者も含めて検討するべきなんだというふうになってる訳ですから、そこを、その手続きですね、プロセスをきちんと取る事は間違い無いんですよ。つまり20mSv以下だったらもう言いという事になって何でも良いんだという事ではなくて、参考値が下がるまではもう良いんだという事では無くて、やはり地域地域での防護を考える上で20mSvを超えていれば、あるいは、キチンとやっぱり検討するという事が前提で、それが現在の検討をされているという事で良いのかどうかという事の質問だったんですけども、保安院さんの方については、何度も出てるかも知れませんが、国際担当というのは一切変わっていないという事ですか。カウントも含めて一切何も変わっていないと、なぜ中村さんが最初に広報をされていたのか、そういう事を担当されていないとすると、どうしてそういう事になったのかちょっと分からないので、もしご説明頂ければと思うんですが。

A：（保安院）保安院でございますけども、中村は基本的には担当は変わっておりません。国際問題を中心に、今は原子力安全基盤担当という事でございますけれども、保安院で以前は中村は首席統括安全審査官という事をやっておりましたが、当時から国際関係もやっておりました。国際対応は出来るだけ継続的にやった方が良いという事もあり、その前の異動の時からずっと国際関係を中心に担当しております。それから、先ほども少し申し上げましたけれども、保安院では誰かが固定的に広報という事では、通常と言いますかこの震災前は無い状態でございます、審議官クラスが夜間・休日含めて交代で待機状態としております。したがって複数名が交代で何かあれば登庁して、いわゆる、プレス対応をしております。したがってそれはその時は

中村であったという事でございます。

Q：すいません。そうすると、しつこいですが中村さんが広報対応をもう一回すると、広報を担当する可能性もやっぱりある訳ですか。

A：（保安院）それは、継続的になかなか国際担当ですから難しいですが、今でもですね交代で夜間休日含めてですね、待機体制を取っておりますので、そのローテーションとして回ってくるということはあると思います。以上でございます。

Q：いや、ローテーションとしてではなくて、こういう定期的な場にですね、顔を出されるという可能性があるということでしょうか。

A：（保安院）それはですね、国際担当でございますので、やはり国際会議に出席するケースが非常に多うございます。現実に I A E A 総会ですとかその他の会議にも出ておりますので、なかなか長期間ですね、恒常的に出席することは容易ではないというふうに私は思います。

Q：そうすると、最初に中村さんが定期的に対応されてたのはなぜなんですか。

A：（保安院）最初って言いますか、確か 11 日、12 日二日間だけでございますので、通常そういう事故が発生した場合の当日の担当という事ですね、まずローテーション組んで広報担当も決まっております。また現地に誰を派遣するかという事も、その時その時で指名しておりますので、中村がそういう発生当日はそのような広報を担当したという事でございます。

Q：1 日だけじゃないですよ。

A：（保安院）あの二日間ですね。

Q：ですから、単に一日目の担当だったんだという事であれば、二日目は二日目の担当の人がやっていたんじゃないんですか。

A：（保安院）そこは厳密にですね、今日は誰、明日は誰という事では必ずしもなくて、ある程度期間をですね決めて、この週はこの者という事ですね、ローテーションというものを決めておりますけれども。それはもちろん発生

した当初、どういうふうに行うかは、当然ある程度臨機応変にやる必要がございますが、中村がまずは対応して、その後その体制を整えていったというふうには私は聞いております。以上でございます。

Q：ごめんなさい。そうすると、そのレンジがどれくらいだったのか確認してもらえますか。つまり1週間だとするならば途中で変わったということには変わらないと思うので。

A：（保安院）もう少し正確に申し上げますと、初動対応として誰がその日対応するかという事は決まっております。それは今日であれば誰とかですね、それは今日も決まっております。そういう意味で、発災した当初誰が対応するかという事はおおよそですね、もちろんその場に駆けつけられるかどうかという事もありますから、いずれにしても少なくとも審議官クラスの者が対応するという事に一応なっております。その後はですね、その時の状況を踏まえて、体制を整えていくという事で、今回のケースであれば外部にいた者も保安院に配置をしてという事も相当程度実施しておりましたので、その中で体制を整えていったというふうには私は理解しております。

A：（文科省）文部科学省でございます。放射線審議会におけますそのICRPの勧告取り入れに際しての利害関係者の関与についてのちょっと補足をさせていただきますと。本日の放射線審議会の基本部会に出させていただいた資料によりますとですね、基本部会としましては、放射線防護方策の検討に際しては防護方策の継続的な実施有効性の向上のために、利害関係者が関与するプロセスを経る事が有効であるというふうにしてございますが、併せてICRPの勧告ではその利害関係者と協力するための仕組みというのは国や文化の特性によって決まるので当該状況に適用させるべきであるというふうにして踏まえて、部会としてはその利害関係者を関与させる方法としては複数存在し、状況に応じて適切な方法を取ることが有効であるというふうにご審議が本日のなされたというふうに聞いてございます。したがって、これをどう具体化するかにつきましては、これを踏まえて関係各省庁でご検討いただく事になるかと思っております。

○司会

それでは、質問のある方、挙手をお願いします。それでは奥のそちらの方、それから真ん中の列のそちらの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤ですけれども、園田さんに以前質問させていただいた事の確認があります。よろしくお願ひします。統合対策室の議事録の有無と、統合対策室の政府側の人数、常駐者の数と役割、政府側で発生した費用の処理がどうなっているかという質問なんですけれども、これ分かりましたでしょうか、この後、質問です。園田さんに二点と東京電力に一つあります。よろしくお願ひします。まず園田さんにですけれども、統合対策室に入室取材をさせてもらえないかという事を先日の会見でお願ひした時に保安上の理由で無理だというご回答をいただきました。具体的にどういう危険性が発生するのか、どういったトラブルが生じるとお考えになっているのか、もう少し具体的に教えていただけませんかでしょうか。それともう一つ園田さんに、統合対策室での進捗管理の政府側の方なんですけれども、以前細野大臣は進捗の管理は毎日やっているという事をおっしゃっていたんですけれども、この進捗管理というのは統合対策室で行っているのか、それとも原子力災害対策本部の方でやっているのか、それぞれ役割が分担があるのでしたら教えてください。それと、現場とこちら東京側とのやり取りはどういったように行われているのか、現在どうなっているのか、これも教えてください。それと東京電力にちょっとパーティー券の事なんで恐縮なんですけれども、前回質問させていただいた時に、交際費という名目で社内決裁されている事だったんですが、併せて費用を払ったパーティーへの参加率というのがわかれば教えてください。以上です。よろしくお願ひします。

A：(園田政務官) まず、対策室の議事録も含めてのご質問いただいております。まだそれについての回答が私の所に来ておりませんので、また上がってき次第お伝えはさせていただきたいと思っております。それから入室の取材に関してでございますけれども、やはり日々の状況の中でですね、保安上の理由の中で皆さん方にお見せする事が出来ない部分もあろうかと存じますので、そういった意味で私から入室の取材については、いわゆるお断りをさせていただいたという事でございました。それから進捗状況の確認でございますけれども、これは統合対策室で行わせていただいておりますので、毎日行わせていただいているところでございます。それから全体会議はですね、毎日1回行わせていただいております、現地とそれからこの東京電力の本店と、あるいは他のオフサイトセンターも含めてですね、全体で情報の共有、あるいはその進捗状況の確認という事をさせていただいております。

Q：ありがとうございます。ちょっと補足でお聞かせください。まず入室取材

に関してですけれども、その入室取材をした時にどういったトラブルが生じ得るとお考えなのか。逆に考えると、具体的にこういったトラブルが発生する恐れがあるから出来ないという理由があるかと思しますので、その具体的な想定されているトラブルというのを教えてください。それと、統合対策室での進捗管理なんですけど、テレビ電話等を使って現場とやっているのかどうか。それと全体会議があるという事ですけれども、議事録ルームの方との関係があるんですけど、今現在、例えば今日あったとしたら今日の統合対策室の全体会議の議事録というものはあるのでしょうか、お願いします。

A：(園田政務官) まず、テレビ会議で行っているという事でございます。それと議事録についてはですね、政府内では確認はさせていただいておりません。

Q：すいません。政府内で確認していただいていますと。

A：(園田政務官) しておりません。はい。議事録という形で政府内では持っていないという事です。

Q：そうしますと、最初これまで何度かお聞きしている統合対策室の議事録があるかどうかという事との関係ですと、どういうふうになるのでしょうか。

A：(園田政務官) 統合対策室全体の事を聞かれたというふうに理解をさせていただいておりますので、そういった意味では統合対策室として、それがああるかどうかというところを確認をさせていただいているという事でございます。

Q：つまり、政府側というのと東京電力側というのとはまた別に、全体統合対策室としてという。政府側の方では議事録を作っていないけれども、ということでもよろしいのでしょうか。

A：(園田政務官) 全体会議の話をされておられますか。

Q：位置付けがちょっとはっきりしていないんですけども、統合対策室における様々な会議、進捗管理等の会議の議事録ということで。

A：(園田政務官) あ、統合対策室としてですね。

Q：はい、そうです

A : (園田政務官) はい、はい、はい。それを今確認をさせていただいてるところでございます。

Q : 先ほどのお答えにあった、政府側としては議事録を作っていないというのは、どの会議あるいは部分についての議事録のことでしょうか。

A : (園田政務官) 全体会議の話先ほどお答えさせていただきました。

Q : 全体会議というのはどういう位置付けになりますか。 統合対策室の中の全体会議。

A : (園田政務官) はい、そうだと私は理解をしております。

Q : えーと、分かりました。分かりましたというか、もっと分からなくなりましたので、ちょっと整理して改めてお聞きします。東京電力の方、お願いします。

A : (東電) はい。東京電力で購入したパーティー券に対して、実際に参加しているかどうかにつきましては、まだデータ等がありませんので確認させて…お答えできるかどうかも含めて確認できればというふうに思っています。

Q : ありがとうございます。園田さん、すいません。一つお聞きし忘れてました。入室取材ができない具体的な理由ということをご回答お願いいたします。

A : (園田政務官) はい。それも含めてお答えは差し控えさせていただきたいと思います。先ほど来申し上げておりますけれども、様々な機微に触れる部分がございますので、それについてはお答えも含めて、入室はお断りさせていただくということでございます。

Q : その、様々な機微というところを具体的に聞きたいんですけども。

A : (園田政務官) したがって、それが公にできる状況ではないということで、お答えは差し控えさせていただきます。

Q : 分かりました。有難うございました。

<東京電力からの本日の作業状況の説明>

○司会

質疑の途中ですが、冒頭で申し上げましたとおり、本日の作業状況が纏まったようですので、東京電力から説明いたします。

○東京電力

はい。途中ではございますが、本日の作業の実績等についてご紹介させていただきます。原子炉への注水の状況でございますが、午後5時現在、1号機は3.9m/h、2号機が給水系から3.5、炉心スプレイ系から7.1m/hで注水を行っております。なお、2号機の給水系に関しましては、17時38分に給水系からの流量調整を行っております。3.4から3.8に17時38分に実施いたしました。3号機の注水は給水系から2.3、炉心スプレイ系から8.1でございます。格納容器の窒素ガスの封入の状況でございますが、17時現在、1号機の格納容器圧力は121キロパスカル、2号機112キロパスカル、3号機101.5キロパスカルでございます。先ほど申し上げたとおり、2号機に関しましては封入量の調整を本日行っております。

使用済み燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在プールの水温は、1号機23度、2号機26度、3号機24.8度、4号機33度でございます。

それから、タービン建屋の溜まり水の移送でございます。2号機、3号機から雑固体廃棄物減容処理建屋の方への移送を行っております。本日6号機のタービン建屋の移送はございません。

プロセス主建屋の水位を申し上げます。16時現在、4,825ミリで、午前7時と比べますと76ミリの低下。雑固体廃棄物減容処理建屋は2,910ミリで、午前7時と比べますと65ミリ低下。サイトバンカ建屋はOPで4,377ミリで、午前7時と比べますと4ミリの上昇になります。

トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中。2号機は2,868、3号機は3,314でございます。本日午前7時と比べますと29ミリ、15ミリの上昇でございます。

タービン建屋の水位です。1号機は4,952ミリ。2号機2,916ミリ。3号機3,121ミリ、4号機3,108ミリでございます。それぞれ午前7時と比べますと、2ミリ、29ミリ、14ミリ、10ミリ、いずれも上昇でございます。

原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在、1号機は4,507ミリ、2号機は2,990ミリ、3号機3,262ミリ、4号機3,126ミリ。午前7時と比べますとそれぞれ81ミリ、26ミリ、11ミリ、12ミリ、いずれも上昇になっております。こちらに関しましては、昨日からの降雨の影響、それから2号機に関しまし

ては移送の停止。3号機につきましては複水器からタービンへの移送といったような要因が考えられます。

作業の状況です。遠隔操作によります瓦礫の撤去に関しましては、本日作業としては実施いたしませんでした。

原子炉建屋の1号機の建屋カバーの設置工事でございますが、本日は雨天のため行っておりません。明日再開する予定でございます。

それから、原子炉建屋上部のダストサンプリングでございますが、本日3号機につきまして、14時13分から15時47分で実施いたしました。測定結果等につきましては、評価結果がまとまり次第お伝えしたいというふうに思っております。それから、ダストサンプリングにつきましては、明日1号機に対しまして再度実施いたします。午前中実施する予定でございますが、場所は建屋の中、3階の機器ハッチ付近に出てダストサンプリングを行いたいというふうに計画しています。こちらはカバーの設置工事が進んでおりまして、建屋上空ではなかなか測定が難しくなったということもございますので、建屋の中で測定してみようということ考えております。

それから、水処理装置の運転状況につきましては、先ほど申し上げたとおり、第1セシウム吸着装置、第2セシウム吸着装置については順調に運転を続けております。処理量は毎時60m/hでございます。

それから、RO膜式によります淡水化装置につきましては、先ほど修理が終わりまして、13時01分から再起動を行っております。

最後になりますが、本日1号機の炉心注入ラインの多様化のための電動弁の作業の絶縁抵抗測定を行ったのでございますが、実績が出ておりますのでご報告させていただきます。作業時間は14時30分から15時20分。当社社員3名で実施いたしました。計画線量5mSvのところ、最大のものが1.21mSv、最小のものが1.08mSvで計画線量を超えはございませんでした。調査した対象は2弁ございまして、炉心スプレイ系に関しましては、主回路、制御回路とも以上なしという状況でございます。それから、原子炉のヘッドスプレイラインの電動弁につきましては、主回路側は問題ございませんでしたけれども、制御回路側が絶縁抵抗がないということで、今後評価したいというふうに思っております。今後はこの2弁の評価結果を踏まえまして、注水ラインの検討を進めていきたいというふうに思っております。それから、第二原子力発電所の状況でございますが、本日、あ、失礼、明日ですけれども、午前中に電源切り替えケーブルの移設工事が終わりましたので、2号機の残留熱除去系を一時停止いたします。温度上昇は4度程度というふうに見込んでおります。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を続けます。先ほど指名した方、どうぞ。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。よろしくお願いいたします。まず園田政務官にお願いいたします。今回、1F敷地内で作業されている方で、三人目の亡くなられた方がおられたということで、三件異常死が同じ敷地内で続きましたが、これは行政解剖をするように政府として指示はされるのでしょうか、よろしくお願いいたします。あと、先日のことに関してご回答有難うございます。それで、白内障は医師の判断で、本人から申し出があればということ、電離放射線健康診断による水晶体の検査が抜けていることについて、本人から申し出があればということでしたが、それは確定的障害である水晶体の皮質混濁という自覚症状が出てから測定検査するということでしょうか。今日ご回答いただいた分は、私自身労働局に確認いたしましたので、聞きたかったのは全身の実効線量が250mSvですので、放射線白内障の閾値を超えている恐れがありますので、なぜ水晶体の検査が現在省かれているかについてお聞きしたんですけれども、回答よろしくお願いいたします。安全委員会の加藤審議官にお願いいたします。ICRPで過大被ばくをされた作業員の方々の特殊健康診断、血液検査、水晶体の検査、皮膚検査がそのまま電離放射線検診となっておりますが、現在の福島第一原発の状況で労働局の指示として水晶体の検査が省かれている点について、何か評価があればよろしくお願いいたします。

そして、東京電力の松本さんにお願いいたします。以前から聞いておりました、電離則第45条の全身の実効線量と、水晶体の等価線量と、皮膚の等価線量を通常時から記録して5年間記載するという事ですが、その確認はお済みでしょうか。それを踏まえまして、過去250mSv全身の実効線量を超えた方々の、水晶体の等価線量と皮膚の等価線量を公表して下さい。よろしくお願いいたします。

A：(園田政務官) まずは私から。本日お亡くなられたという事でございまして、まさしく今ですね、ご遺族の方含めまして対応をしていただいているところでございますので、もう少しそういった話については、私どもとしてもその対応を見守っておきたいというふうに思っております。それから、あとちょっと二点目のですね、意図がよくすいません私もまだ把握をしておりませんので、もう一度今日今ご質問いただいた事を持ち帰らせていただいて、確認

を再度させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

Q：解りました。ありがとうございます。行政解剖は、この件は検疫法・食品衛生法などによる行政解剖ではありませんので、死体解剖保存法7条により、遺族の承諾があれば行政解剖が執行できると思うんですけれども。それを指示することは政府として、お考えがあるかどうか、聞きたいんですけれどもよろしくお願いをいたします。

A：（園田政務官）はい。ちょっと今ですね、やはり今朝お亡くなりになられたという事でございますので、そういった面ではご遺族の方も含めて今、対応していただいているというふうに、私どもとしては受け止めさせていただいておりますので。まだ今、次の何か私どもで考えているかという事でございますましたら、現段階ではまだ考えていないという事だけ申し上げさせていただきたいと思っております。いずれにしても、やはりご遺族の方々のご意志というのが一番尊重されるこの時期でございますので、そういった点ではもうしばらくそういった事に対しては、静かに見守っておきたいというふうに思います。

Q：分かりました。では、この件は労災かどうか、お医者様の見解が分かれる所だとは思いますが、現段階で労災の場合、東京電力という加害者側の産業医の自己申告だけという見解ですが、政府としてこの件は取りあえずそのままという認識でよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）はい。現段階では、何か私どもで対応するという事ではないという事を認識をいたしております。

Q：解りました。ありがとうございます。では、電離則・電離健康診断の水晶体の検査について。あともう一点。その労働局に聞きました時に、その体重測定について聞いたところ、被ばくによる体重減少の可能性があるので、体重測定の項目を付け加えたという回答だったんですけれども。本日、園田政務官の回答で、長期管理で体重を測定するという事だったんですけれども。長期管理する場合、その体重についての被ばく。体重と被ばくの相関関係私、解らなかつたんですけれども、水晶体こそ長期管理ですべきだと思っておりますので、ぜひとも確認よろしくお願いをいたします。

A：（園田政務官）おっしゃるとおりですね。水晶体の検査というか目の検査に

付きましては、先ほども一番最初に申し上げたんですけれども。既に、現行の法定検査においてですね、半年間に一回程度は行う事という形でされておりますので、それはしっかりと実施をしていただいているという事でございます。したがって、今回更に特別にですね、いわば臨時に検診をするという事でしたので、それはこの判断としては必要ないというふうに理解しております。

Q：すいません。ちょっと分かりませんでしたので。今回必要ないという理解というその根拠が解らなかつたんですけれども。3月16日に福島労働局が、東京電力に電離放射線健康診断に基づく健康診断を一ヶ月に一回、通常六ヶ月に一回のちころ、一ヶ月に一回するように、文章で要請したという事ですが、その水晶体の検査が抜けていたというその根拠なんですか。

A：（園田政務官）はい。したがって、水晶体の検査については定期検査の中において入っておりますので、それは実証されているという事が確認できております。それ以外に緊急的に行った場合に、この健康診断を行う様にという事で通知を福島労働局長からですね、東京電力に対してそれが発せられたという事でございます。

Q：解りました。3月11日以降私も、何人かの作業員の方と話す機会がありまして、水晶体の検査は行われていないという、取材をいたしましたので私も確認いたしますが、園田政務官も是非よろしく願いいたします。

A：（園田政務官）はい。そうですね。恐らくですね、まだその半年に一回の定期検査に入っていないのだろうというふうに思いますので、当然ながらこれ法定で決められている事でございます。それに対してはしっかりと守って行われるというのが当然の事だろうというふうに思います。

Q：ありがとうございます。ちなみに、3月11日以降もう半年は経っておりますので、以降10月1日の段階でなかったと、聞きましたのでまたよろしく願いいたします。

A：（原安委）はい。安全委員会ですけれども。安全委員会ではICRPの勧告の個別事項の国内規制の取り入れという事は所掌しておりません。放射線障害の防止に関わる技術的な基準の斉一化については、基本的に放射線審議会の所掌でございますので、コメントは差し控えたいと思います。

Q：解りました。少しだけ ICRP の事、先日全身の実効線量と目と皮膚の透過線量について概念が違うという事で、詳しくお聞きしましたので、安全委員会の方に。ICRP によりますと、組織荷重係数の中で水晶体。皮膚は入っておりますが、水晶体は入っていないんですけれども、これは残りの組織・臓器の 0.12 の組織荷重係数を、現在日本国内でも使用しているという認識でよろしいでしょうか。

A：（原安委） すいません。今お話になったのは、2007 年勧告にかかる。

Q：そうです。

A：（原安委） それで、2007 年勧告の取り入れについては、今放射線審議会で審議されている所というふうに承知しております。

Q：解りました。では、現在 1990 年勧告の ICRP の方。組織荷重係数を使ってるんでしょうか、日本国内で。

A：（原安委） はい。基本的にそういう事だと思います。

Q：解りました。それで残りの組織・臓器の荷重係数のは 0.05 なんですが、水晶体も 0.05 換算でいいんでしょうか。

A：（原安委） すいません。それは除かれてるというふうに、そう書かれているというふうに承知しております。

Q：全身、実効線量から除かれてると。解りました。ありがとうございます。すいません。後で聞きます。

A：（東電） 東京電力でございますが。皮膚と水晶体の被ばく線量の記録に関しましては、全身の被ばく線量をそのまま代用する形で使っております。こちらに関しましては、実際には水晶体、それから皮膚は全身に比べて小さくなりますけれども、特別に水晶体だけ、それから皮膚だけ測ったり、評価しておりませんので、全身の値を代用している状況です。

Q：解りました。では、こちらの電離放射線障害防止規則第 45 条によります、

緊急作業に従事したことによって受けた実効線量、目の水晶体及び皮膚の等価線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。というのは、水晶体・皮膚の等価線量は代用しているという認識で、個別に記録はしていないということでしょうか。

A：（東電）いえ、個別にその全身の被ばく線量は記録されていきます。

Q：いえ、目と、水晶体と皮膚の等価線量はそれぞれ記入はしていないという事でしょうか。

A：（東電）いえ。全身の等価線量と、同じ値が記入されています。

Q：同じ値が。では、全身 250 被ばくした場合、目の等価線量も 250mSv という考えですか。

A：（東電）はい。そうです。

Q：解りました。測定していないという事で、では過大被ばくされた方は、放射線白内障のしきい値を超えているんですか。

A：（東電）はい。300 ミリですので。私ども社員で、600 ミリちょっと超えている者がおりますけれども。被ばく線量は超えてる結果にはなっています。記録上。したがって、目の健康診断と先ほど園田政務官がおっしゃるような健康診断で確認しているということと、本人が異常を訴えるというようなことが対応するようになろうかと思えます。

Q：分かりました。ありがとうございます。では全身の実効線量は兼用ということで。分かりました、ありがとうございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それではこの列の一番後ろの方。その後、こちらの方で、その後三番目の。

○週刊金曜日 片岡

Q：週刊金曜日の片岡と申します。途中から参加ですので、もし重複していただらご容赦ください。地震被害情報の 10 月 6 日付の後ろの方、15 ページでしょ

うか。そこの記載に関して2点質問します。まず緊急避難準備区域の解除についてです。これ全て園田さんの方にお伺いいたします。まず改めて、これなんのために解除したのかということです。あと対象自治体と対象人員を教えてください。あとほぼ一週間です。対象自治体に何人が戻ったのか教えてください。そして除染とか汚染土壌の処理などは決まっていないというように不安の声がありますが、これ被ばく実験されるのかというような声もありますが、不安の声に対してどう思っているのか聞かせてください。以上園田さんです。そしてですね、事故時の運転操作マニュアルですか、操作書の提出についてです。これ保安院と東電さんにお伺いいたします。まず9月27日にそのプリントによりますと保安院さんから指示文章というものも出ています。改めてこれなんのために指示をしたのか保安院の方にお伺いします。2つ目ですが、10月5日に東電さんから提出期限を7日に延長したいという回答があったというふうにあります。それに関連して保安院さんにこうして勝手に期限延長ができるんですか、ということ、そしてもしその期限延長を認めたということであれば、認めた理由を教えてください。そして東電さんにはですね、延長の理由を教えてください。そしてなぜすぐに出せないのか、それ程膨大な何百枚何千枚のものなのかどうなのか。具体的に教えてください。以上です。

A：(園田政務官) はい、まず私から緊急時避難準備区域の見直しについてでございます。まず対象市街が、5市町村であったと思います。まず広野町、楢葉町、川内村、田村市、葛尾村、あ、もう一つ失礼しました。広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市、この5市町村が対象でございます。それから緊急時避難準備区域でございますので、何人かといいますが、殆ど残っていらっしゃる場所でもありますし、市町によっては避難をされているところもございますので、詳細に何人の方々が避難をされているかということはちょっと今数値を持ち合わせておりません。それから今回は原子炉施設の安全確保状況について、水素爆発、あるいは炉心の冷却の失敗などの異常事象の発生可能性等について評価をするということが従前より言われておりました。これは8月9日の原子力対策本部で示されたものでございます。その妥当性についての評価結果については原子力安全委員会に評価をお願いするという形をとらせていただいております。その結果、今回は差し支えない旨の解除についての回答が安全委員会からございました。と同時に各5市町村からですね、復旧計画が取り揃われましたので、それを私どもとしては評価をさせていただいた上でこの解除という形を取らせていただいたということでございます。人口で申し上げますと、5市町村合わせて32600人

でございます。それから汚染のちょっと3点目のご質問のご趣旨がよく。

Q：2点目は何人戻ったのか把握されておりますかということです。

A：（園田政務官）それについては先ほど申し上げましたように何人出てって何人戻ってるかというのは各市町村ごとに把握をされていらっしゃるというふうに思っておりますけれども、今私の手元にあるわけではございません。すいません、3点目でございますけれども、ちょっとご趣旨どういったことだったでしょうか。

Q：解除されても戻れない、戻りたくないという不安の声がある背景というのは、除染の計画ですとか、汚染をされた土壌の処理ですとか、いろいろなものに不安があるから戻れないという声があるんですが、その声についてはどう思いますかという質問です。

A：（園田政務官）はい、仰るとおりで、いろいろなお声があるということは私どもとしても受け止めさせていただいているところでございまして、当然ながら市町、市町村の自治体とも現地で何度も何度も協議を重ねさせていただきながら、そしてまたこの復旧計画を作る際にも住民の皆さん方との意見交換もなかにはあったというふうに聞いておりますけれども、そういったことを通じながら除染計画を立てていただいていたというふうに理解をさせていただいています。したがって復旧計画、インフラ整備も含めて国が責任を持って行うということは明言をさせていただいておりますので、そういったところ1日でも早く戻っていただけるような状況を作り上げていくのが私どもの努めであろうというふうに受け止めております。

Q：関連して、その1日でも早く帰ってもらうことが目的で解除したと。それならどうして戻った人の数を把握されていないのですか。

A：（園田政務官）はい、各市町市町村ごとにそういった話はさせていただいているというふうに理解しております。

Q：今の段階で一週間ほどですが、いつになったら政府としては把握するんですか。

A：（園田政務官）復旧計画がいろいろとこれから進んでいくと、まさしくこれ

からでございますので、そういった面では各市町村ごとでそれぞれ取り組みのスピード、とっかかりが違っております。早いところで今月中から除染に入っただけの可能性が出てきたということでございますので、私どもとしては人的支援、財政的な支援、そしてさまざまな技術的な支援も含めて今市町村と協議を重ねさせていただいているところでございます。

Q：その戻ってもらうのが目的であるなら、なぜ戻りたくなるような、あるいは戻っても不安でないような状況を作ってから解除しなかったんですか。

A：（園田政務官）はい、緊急時避難準備区域の設定につきましては、先ほど申し上げたように炉の施設状況を加味して設定させていただいたということでございます。したがってそういう面では水素爆発等の危険性が生じた際には避難をしていただくという形で大変申し訳ございませんでしたけれども、先ほどのご質問でもありましたけれども、災対特措法の規定によりましてこのような区域を設定させて頂いたところでございます。したがってその状況からすると安全かく解除しても差し支えが無いという安全委員会からのご回答もいただき、また各市町村ごとでそういったところを協議して参ったところでございます。各市町村からもしっかりと復旧計画を立てるとおっしゃって頂きましたので、そういった面では福島県やあるいは各市町村とも綿密に今日までもお話し合いをさせて頂いてきたという事でございました。

Q：何度も言ってもあれですので、いづれにしても一週間とか十日とか半月とか一体この解除によって何がどうなったのかという事はきちんと政府として、5市町村が把握しているでは済まないと思います。本部が解除しているわけですから、きちんと本部が解除の結果について経過について把握すべきだと思いますのできちんと一定の期間に結果を発表して頂きたい。

A：（園田政務官）はいそういう面ではまさしくこれからでございますして、各市町村の取り組みも復旧計画はこれからになっておりましたので、そういった面では綿密に私どもも現地の対策本部あるいは支援チームを含めて今詳細に現地と連絡を取り合わせて頂いているところでございます。

Q：分かりました。では後日の発表をお待ちしております。二つ目の質問をお願いいたします。

A：（保安院）保安院でございますが、手順書の関係でございますけれども手順

書の提出につきましてはあくまでも事故調査。それからその結果今後の安全対策への反映という観点から法律に基づく報告徴収という事で提出を求めたという事でございまして、これは二つに別れておりましてまず手順書そのものは既に提出されております。これは報告徴収に基づく提出がなされております。それで先ほどご質問がございました期限の延長ということでございませうけれども、これは提出されました手順書についてどの範囲までが公開出来るのか、出来ないのかという問い合わせをしているという事でございまして1号機については既に回答は得ておりますけれども2号機3号機は東京電力からは10月7日まで延長してほしいという回答がございました。保安院として7日までいいと言っているわけではございませんで、あくまでも可能な限り早く提出をして頂きたいという事を申し上げております。以上でございます。

2:52:30

A：(東電) 東京電力でございまして、延長をお願いした経緯につきましては保安院さんの方からご指示がありました公開可能な箇所の点検を私どもやっておりますけれども物量が非常に多い物ですので時間が掛かっております。一プラント当たり大体5センチの幅のキングファイルで5冊分でございます。1センチ100枚といたしましても総ページ数で5,000ページになりますので、その中で一つずつ知的財産上問題が無いか。あるいは原子炉の安全確保上支障がある場所が無いかというようなところを点検しておりますので、少し時間を要しております。1号機1プラントで1週間掛かりまして、2号機3号機を並行して進めておりますので少し3日間程ご猶予を頂いたという事でございます。

Q：分かりました。理由は分かりましたが3月11日以降こうしたものがいつか必要になる、いつか公開しなければならない、あるいは指示を受けるという事はわかっていたと思うんですが指示がくるまで分からなかったという事ですか。

A：(東電) 私どもはこういった事故時運転操作手順書を保安院さんの方に提出する、あるいは公開を前提としたチェックをするということに関しましては事故時発生以来考えておりませんでした。

Q：そうですか。ずいぶん悠長なものですね。分かりました。

○司会

はい。それでは次の方どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願ひします。文科省の伊藤さんにお願ひします。先ほどから度々出ております今日の放射線審議会の事に関してです。今回の低減の背景といたしまして平常時の一般住民の被ばく線量限度の年1mSvを達成することは当面難しいと判断されて20mSvまで一旦上げたというふうな考え方によろしいでしょうか。

○司会

質問は一問ですか。

Q：その状況によってカテゴリと同じです。

A：（文科省）公衆の通常時における1ミリシーベルの線量限度の話と、それから事故収束後の現在のような状況においてICRPの参考値と呼んでおります1から20という。したがってこれは公衆の被ばくが1mSvという限度の数字とはまったく概念的に異なるものでございまして、いわば除染等の放射線防護作業を進める上での値をどういうふうに取り入れていくかということとを議論しているわけございまして、したがって緩和したとか緩めたとかそういう概念のものではないとご理解いただければと思います。

Q：これ正式な言葉かどうかわからないんですけども、中間目標といっているようでこれは新しい概念だなと思っているんですけどもこの審議会では地域ごとに異なる目標を設定することもあり得るとしてあります。これはどういう意味でしょうか。

A：（文科省）すいません。本日の審議会の詳細まで承知してございませんけどもICRPの示しております参考値の考え方というのは、例えば放射性物質で汚染された地域に一律にある数値を持ってそれを目安に作業を進めるというような事を言っているわけではないと思いますので、地域によってあるいは時間の変化に応じてその値は変化し得るものだというふうには理解しております。したがって一律に何mSvだからそれ以下であれば安全だとか、リスクがあるとかそういう性格のものではないということをご理解頂ければと思います。

Q：つまりこれ自治体まかせという事ですね。自治体によって要するに国

の方では1から20までのものさしを提示して、どこを選ぶかというのは自治体まかせだとそういう理解でよろしいでしょうか。つまり自治体が安全かどうかを判断せよとそういう理解でよろしいでしょうか。

A：(文科省) 放射線審議会の役割といたしまして ICRP の勧告などを国内の法令に取り入れるにあたってわが国の状況を考えてどうしたらいいのかという事をご審議いただく。したがって直接はこの考え方を勧告を元に実際の行為をされる関係省庁を対象にした作業を今行っているというふうに理解しております。

Q：そうしますと今のご説明ですと、それはよくわかるんですね。それで提言に基づいて国は何かを決めるということでもよろしいでしょうか。つまり1から20なのか、1から10なのか分かりませんが提言に基づいて国は何を決めるんでしょうか。

A：(文科省) 提言後の各省庁の個別のご予定については承知してございませんけれども、例えば食品の安全の基準でございますとか除染における基準。あるいは現在20mSvという事を計画的避難区域の設定の基準にしてる訳でございますけれども、そういった所において今回のICRPの考え方というのが国内で関係省庁がどう取り入れるかという事を考えて頂く事になるんじゃないかというふうに思います。

Q：って事は国は何かを決めるという事は間違いないという事でよろしいですよ。それで基本的な考え方なんですけども、今日の提言でもあったんですけど除染を進めながら段階的に対応していくというそういう考え方なんですけども、ここが一般国民ですごく疑問に思っている声が大きくて定量的に把握している訳ではないんですけども、除染等を進めながらやっていくという事なんですけど除染をまずやってから住民に生活をしていただくというそういう考えは無いですか。それと今後自治体とはどういう形で国がある程度方向性を示されたとして、自治体先ほど地域ごとに違う事もあり得るという事だったんですけども自治体とはどういった形で話し合いをしていくのか。この二点につきましてお願いします。

A：(文科省) 少し放射線審議会の所掌といいますか、守備範囲を超えるご質問だったかなと思いましたがけれども除染をしてから汚染地域における除染の考え方とか、あるいは今解除いたしました緊急時避難準備区域の話あるいは

今後警戒区域をどうしていくかにつきましては、そういった放射線審議会を始め、あるいはICRP等の放射線防護の考え方を基に、実際どういう手順で除染なり住民の方の帰還、あるいはその他のご要望にお応えしていくかというのは、また別の次元の判断であるというふうに理解しているところでございます。したがって、対策本部とかあるいは関係省庁、被災者生活支援チーム等でお考えいただく話じゃないかというふうに考えているところでございます。

Q：分かりました。最後1点だけなのですが。先ほど、放射線審議会の議事録についてお話があったと思うんですが、1点だけ、今後例えば文科省の方で自治体となにかしらの、こういった今回の放射線被ばく線量限度についてお話される機会がありましたら、是非、その自治体との話し合いに関する議事録についても公開の検討をお願いしたいと思います。つまり、自治体がどういうことを考えてらっしゃるのかというのが、残念ながら、これは我々の責任でもあるんですけども、報道ベースです、なかなか伝わらないところがありますので、これはもう最後はやっぱり自治体の問題ということであれば、そういったことは必要かと思っておりますので、ご検討お願いいたしたいんですがいかがでしょうか。

A：（文科省）文部科学省も、自治体とはいろいろな場面、いろいろな問題について都度、議論あるいはお話を聞かせていただいておりますけれども。その都度、議事録を作っているわけでもございませんし、仮になにかを出すということになれば、相手のご了解もいることだと思います。いずれにせよ、ただ基準そのものについて、文部科学省が直接、個別の自治体とどういう基準で設定するというようなこととお話することは、ちょっと考えにくいんですけども、今まで学校については4月の暫定的な校庭の使用の考え方等については、お考えを示してきたところでございますけれども、除染一般について、そういうことを話すということは、ちょっと想定されにくいかなというふうに思った次第です。

Q：また、タイミングとなにか動きがありましたら、また改めてお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○共同通信 荒井

Q：共同通信の荒井といいます。東京電力の松本さんにお尋ねします。まず1点目、作業員の亡くなった方の件なんですけれども。これまで2人亡くなられたということで、合計3人となりましたが、今のところ、いずれにしても、被ばく、もしくは作業と死亡との因果関係は無いというふうに思ってるのかということの確認が1点と、後それから先ほど、質問の中で、事前に持病の有無の確認はしないというふうにおっしゃってましたけれども、恐らく個人情報云々のところがあるのかなと思うんですが、その理由を教えてください。

A：（東電）はい。残念ながら3人の方がお亡くなりになっておりますけれども。作業、それから被ばくに関しましては因果関係は無いものというふうに現在、判断いたしております。それから持病の有無に関しましては、ご質問の中にあつたとおりプライバシーの面もございますので、電離健康診断等で、異常無しという、就労可という判断が出れば、作業員として登録されて働くことができるということになります。もちろん、自分が自己申告という形で、こういったものを持っているので、作業上、配慮してほしいというようなことはそれぞれお勤めになる会社さんとの間でやり取りはあろうかと思えます。

Q：分かりました。それで、結果としてそうしますと、そのお3人の方亡くなって、急性白血病の方はおいといて、例えば心筋梗塞の方の場合ですと、作業中に亡くなられたということがありますし、これで結局計3人亡くなったということで、なんらかの、もう少し事前の対応というか、そこら辺をなにか強化していく予定というのはないでしょうか。雇う時点で、もう少し何か基準を厳しくするとか、そういったお考えというものはあるでしょうか。

A：（東電）はい、こういったことが発生したという事に関しましては、元請け企業さんとの協議会等がございますので、事例のご紹介とお持ちしたいと思えますし、ご質問の中にあつたとおり、作業前の健康状態の確認といったようなところについては、十分配慮してほしいというふうなことは、お伝えしたいというふうに思っております。

Q：具体的にもう少し、例えばこういった持病を持つてる方は、作業を遠慮していただきたいとか、そういった何かご予定というか、そういったものはあるでしょうか。

A：（東電）具体的な病名毎にどうこうというようなところは、今のところ持つ

ておりません。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。今、後ろに3名の方が、他にいらっしゃいますか。4名。今、手の上がっていらっしゃる4名の方で最後にさせていただきます。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：司法解剖のところなんですが、司法解剖のところの一つ確認していましたよね、心筋梗塞の人。

○司会

誰への質問。

Q：私、さっき質問しました司法解剖の、急性白血病になられた人が心筋梗塞について確認すると。今あるんだったら質問したいんですけど。

○司会

東京電力への質問ですか。

Q：さっき一つ保留になった、心筋梗塞の人の司法解剖の。

○司会

保留になったという質問。

A：（東電）まだ回答は、手元にきておりませんので、少し時間が掛かるかと思えます。

○司会

それでは、先ほどの後ろの4名の方。もう一度手を挙げていただけますでしょうか。それでは端からそちらの方。こちらの列の後ろの方。そのあとの列の方。最後にこちらの方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：宜しくお願いします。回答する記者団の佐藤です。園田さんに質問が一つ、

保安院にも一つ、東京電力に質問が四つ届いておりますので宜しくお願いします。まず園田さんに。先ほどの全体会議の議事録を政府側で作っていないというお答えだったんですけども、統合対策室の内部でやりとりされたことについて、政府側でなにか議事録、あるいは議事録に相当するような文書というのは、残しているのでしょうか。今直ぐに確認してということは難しいのかもしれませんが、例えば昨日なにか、そういった議事録にあたるようなものを作ったか、今日これまで作ったかって、お分かりになりますか。

A：(園田政務官) えーと、それを今、確認をさせていただいてるところでございます。

Q：ちょっと分からなくなると申し上げたのが、統合対策室として作っている議事録というのと、先ほど全体会議のことでは、政府側として議事録は作っていないというふうにおっしゃってまして、そうすると東京電力も多分東京電力側の議事録というのがあるとすると、3種類議事録があるような話しになる。そういうことでいいのでしょうか。政府のものと、東京電力のものと、統合対策室のものと、そういうことなんでしょうか。

A：(園田政務官) いわば、今、政府内でどういったものが有るのかということをお調べさせていただいておりますので、そういった点では、ちょっと東京電力は、どういうシステムで動いているのかというのは、ちょっと私も承知をしておりません。したがって、今、私どもの中で確認をさせていただいてるということでございます。

Q：すみません、ちょっとかみ合っていないんですけども。これまで何度かお聞きしているのが、統合対策室としての議事録ということでお尋ねさせていただきましたけれども、これはなんですか文書の作成者が統合対策室ということで作られると思うんですけども、先ほどの全体会議の議事録、政府側では作っていないというのは、政府の何所かの機関が、政府の為にということでしょうか、政府側の責任で作っていないということ、別のものの話しでいいのでしょうか。同じことの話をしてるのでしょうか。

A：(園田政務官) 私の理解で申し上げますと、統合対策室という形での議事録というのは、私は把握をしておりません。したがって、今、政府内でのそういった議事録があるのかということ今、確認をさせていただいてると

ころでございます。

Q：ちょっと、整理しますけれども、私が今までお願いしていた議事録の有無の確認というのは、統合対策室という括りではなくて、その中にある政府側の議事録の有無を確認されている、そういうことでいいのでしょうか。

A：（園田政務官）はい、そういうことでございます。

Q：そうしますと、先ほどの全体会議の議事録は作っていないというのは、どういう位置付けになるのでしょうか。いろいろ文書は作っているけれども、全体会議のものに関しては作っていないと、そういうことなのでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、ごめんなさい。全体会議の議事録というふうに問われた時に、政府内では作っておりませんし、というのは確認をさせていただいております。しかしながら、統合対策室としてそういったことを、クレジットを持っているかということ、それはちょっと確認をさせていただいているところでございます。

Q：その全体会議の議事録で、どこか残しているのでしょうか。

A：（園田政務官）それを今、確認をさせていただいているところでございます。

Q：分かりました。よろしく申し上げます。それと、保安院の方に。先ほどの園田さんにお聞きしました統合対策室への入室取材の有無、拒否理由に関してなんですけれども。実は、具体的なことをお答えいただけていなくて、なぜ拒否されているのか正直分からないんですけれども。保安院の方から保安上の起こり得る問題というのを正確な考え方、解釈というのをお聞きしたいんですけれども、お願いできませんでしょうか。

○司会

他の質問をまとめて。

Q：はい、分かりました。そうですね。それと東京電力に質問。質問といいますか、状況確認4つ、よろしく願いいたします。
まず一つ目、原発からの放出量の算出に関する部分なんですけれども、爆発した際の放出量の計算方法というのがそもそも存在していたのかどうか、改

めて確認させてください。文書があれば文書の公開もお願いします。細かなところでいえば、格納容器のフランジからの漏れている量とか、別のプラントからちょこっと漏れているような量というのは、これは算出できる、あるいは算出する手法があるのかどうか、確認させてください。

それと二つ目、原子炉内の燃料に含まれている放射性セシウム、134 と 137 が発災当初からどれだけ減っているか、具体的には大気放出された量と注水した水に溶け込んだ量の合計ということになると思うんですけれども、炉内からセシウムがどれだけ減ったか分かっているか教えてください。

これに関連して汚染水の処理システムなんですけれども、現在、汚染水全てに含まれるセシウムの量の内、サリーですとかキュリオンですとかで何パーセント回収されているかというのが分かりますでしょうか。

それと、四つ目、これ最後です。同じく汚染水処理システムの関係で、スラッジですとかベッセルに関して。スラッジの汚染濃度がどれ位なのか、核種分析が現状どうなっているか教えてください。また、これに関して、これまでに発生したスラッジの総量がどれ位になっているか。過去、過去といいますが、発災から1年後にどれだけの量になるのか、見積もりがあるかどうか。保管場所の増設の必要性があるかどうか。以上です。よろしくお願いします。

A : (保安院) まず保安院でございますけれども、保安院は原子力発電所の安全、それから広い意味での安全ですから核物質防護等の観点から見ておることとでございますけれども、統合対策室という場所において何らかのそういう観点からの問題が生じる可能性は否定はいたしませんけれども、今、具体的にどういう問題がその場であるかということまでは確認をしております。

Q : その記者が入室取材をした時にどういった問題が生じ得るのか。防護上の理由で拒否されているわけですから、その拒否の理由というのを、例えば情報、行政文書の開示請求で説明があるような不開示理由の説明がある様な形で拒否理由を説明していただけないでしょうか。

A : (保安院) 今、具体的なところまでは確認しておりません。

Q : これどういった文書が対策室内にあるか、どういった資料、図面とかがあるかということとも関係してくると思うんですけれども、この点確認してお答えいただけませんか。

A：（保安院）様々な文書がそこにあると考えられますが、具体的にそれが一つ一つどういうことで開示ができるかできないかといったことも含めて確認はしていません。

Q：それをもっと詳しく、拒否される理由を知りたいので、ご協力をお願いできませんでしょうか。

A：（保安院）なかなか難しいと思いますけれども、一つ一つですね、文書等ですね、確認をする必要がございますので、それはなかなか簡単ではないというふうに考えます。

Q：では、主たるものといいますか、まずぱっと見て、あるいはちょっと調べてこれだけは確認できたという程度で結構です。今のところだと、保安上の理由という以外のことが何も分からない状況ですので、よろしく願います。

A：（保安院）はい、分かりました。

Q：ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、まず爆発した際の放出放射エネルギーをどういふふうで評価するかというやうな解析コードそのものは、今のところ私どもの知る限りでは無いと思っております。以前、原子力安全委員会さんですとか原子力保安院さんの方が放射能の評価をしてくださってまうけれども、外に出た、要は環境放射能の方から逆算して、放出放射能を求めたケースと、もう一つは炉心の解析コードを使ってどれ位出たかというやうなことを放出放射能として評価したケースがございます。より詳細に評価しようと思しますと、やはり燃料が損傷してどれ位格納容器側に出たかというやうなところからスタートして、その後、圧力容器、格納容器の圧力ですとか温度の変化を見ながらフランジですとか、格納容器の貫通部のところにどれ位の開口部といいますか、開口面積を仮定するとその状況によく合うということを検討いたしまして、その開口面積から実際に大気、原子炉建屋を経由してどれ位出ているのかというやうなやり方があるかと思しますけれども、まだこちらに関しましては私どもも出来ていないということでございます。それから、2番目のご質問でございますが、燃料に入っておりますセシウムの量でございますが、これは以前、5月、それから9月に1Fの事故の報告書、そ

れから炉心の解析結果を公表させていただいた際に既に公表済みでございます。炉心の中に入っているセシウムの大体 1 パーセント程度が炉心外に出るだろうというふうには評価致しております。その後、サプレッションプール、それからドライウエルのところにどれ位あるかについては、号機毎に少し違いますけれども、40 パーセントから 60 パーセント程度はまだサブチャンの中にいるのではないかというふうには見ておりますが、こちらはあくまで解析の結果です。それから、汚染水に含まれている全てのセシウムの量でございますが、こちらは単純に 10 の 6 乗 Bq/cm³ のオーダーの水を約 20 万トン処理するというふうには考えておりますので、それが総量になるかというふうには思っております。なお、サリー、それからアレバの除染装置等にどれ位回収されているかについては、少し計算をしてみないと分かりませんので、こちらは評価が必要だというふうには思っております。それから、スラッジの発生量でございますが、こちらこれは昨日公表させていただいております。量といたしましては、581 立方メートル程、昨日といいますか、10 月 4 日時点で発生しているという状況でございます。ベッセルは 232 本になっております。廃スラッジに関しましては、保管容量が現在 800 立方メートル程用意しておりますので、その中で溜めているという状況でございます。また、ベッセルに関しましても現在 393 本程保管、容量といいますか、保管できるようになっておりますけれども、これは将来 700 本程度まで増設をしていく予定でございます。

Q：分かりました。一点だけ確認させてください。その爆発時の放出量について炉内の燃料の量を調べてってということでおっしゃっていただきましたけれども、そういった手法というのはマニュアル化されたようなものとして存在するのでしょうか。

A：（東電）爆発時に放射能を評価するようなマニュアルは、私ども持っておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい、それでは次の方。どうぞ。

○フリーランス 畠山

Q：フリーランスの畠山理仁と申します。明日 7 日の午後 4 時からですね、統

合会見の在り方についてフリー記者との協議が行われます。幾つか質問があったと思うんですけども、今回、協議の場の案内のメールなんですが、合同会見に登録されている者にしかメールで案内されておられません。園田政務官にお伺いします。それはなぜなのでしょう。幾つかあるので細かく伺います。

A：（園田政務官）あの、すいません、まとめておっしゃって下さい。

Q：じゃあ、2点目先ほど、園田政務官は寺澤有さんの質問にお答えになって16名申し込みがあり3名は入れないという事をお答えになったかと思います。また、傍聴も不可という事なんですが、なぜ申し込みをしている3名が出席出来ないのか。教えて頂きたいと思います。以前、政務官は協議の場をオープンにする事に対して否定的な考えはお持ちで無かったかと思います。それがオープンにならないという事はその協議の場に参加した記者は密室で取り込まれたりする様な事があるのでしょうか。というのが3点目。4点目、3名の方以外にも参加要件が厳しすぎて申請を躊躇っている記者もいます。そういった記者達と協議するお考えはあるのでしょうか。その次です。協議の場の参加者がどのようにして決められるのかについても伺いたいと思います。私がこの点を原子力安全保安院ERC広報班に質問したところ、参加希望の連絡をメールで頂いた上、希望者が多数の場合には園田政務官自身が判断する事になりますとのいう回答を得ました。園田政務官は定員が20名の部屋という事ですけど、定員をオーバーした場合にどのような選考方法を想定されていたのかという事をお聞かせください。それから最後、週間金曜日の伊田さんにお答えになって今でも会見は十分にオープンであるその認識をフリーの方と共有したいという事で共有の場が設けられるという事ですが、オープンであるならばなぜ入れない方がいらっしゃるのか、参加する方を会見に応える側が決めてしまうというのは問題であるという認識はあるのかどうかと事です。以上です。長いですが宜しくお願いします。

A：（園田政務官）はい、なるべくですね、このようなご質問の時間というものは大変私は、私ども政府と東電の統合対策室の主旨からするとですね、住民の皆さま方や心配をされておられる国民の皆さま方、福島県の皆さま方に今発電所がどういう状況になっているのかという事をお伝えをしたいと思っておりますので、だからこそ、こういう議論をこの場で時間が取られますとかなかなか、私はこの議論の状況をお伝えする時間を割かれてしまうという事も加味させて頂きましたので、したがって、別途私とフリーランスの皆さま方

とお話をさせて頂く機会を持たせて頂きたいというふうに私からお伝えをさせて頂いた次第でございます。そして、いわばその中においてはですね、いわゆる政府という立場で皆さま方と接する事になりますので、そういった点ではこの私どもが、私の責任でお話合いが出来ると、政府の立場でお話合いが出来るという形であるならばここにその登録をされた方々であるというふうな判断に基づきましてこの登録をされていらっしゃる、その中でも言わばフリーランスの方を中心にですね、それだと9番だけになってしまいますので、8番の登録の方での言わば要望があった所でございますので、そこも加えさせて頂いて、今回別途、こういった懇談の場を持たせて頂いたという所でございます。そして、その16名の内3名が入れない理由は簡単でございます、この登録がクリアされていないという事でございますので、それ以外の方々は定員20名という形でありましたので、全員16名の方々に明日入って頂くという形をさせて頂いたという事でございます。それから、それ以外の方々と協議というか懇談をするつもりがあるかどうかという事でございますけれども、少なくとも政府という立場である以上今の段階でそういった場を持つつもりはございません。したがってもし何かお話合いがあるという事ならば別途それはお申し込みを頂ければというふうには思います。それに対して私が応える義務があるかどうかそれは私の判断でさせて頂くつもりでございます。それから、どのように選ばれるかという事でございますけれども、当然ながらこの場でいわば定員20名、1時間しか明日取れなかったものですから、その時間の中で効果的に皆さま方としっかりと懇談をする時間を持たせて頂きたいというふうに思っておった所でございますので、あまり多くては少しまずいのではないかなという事で20名位が1時間でお話をさせて頂くならば適切ではないかなというふうに判断させて頂いた所でございます。したがって、それ以上多くなった場合は、恐らくここで参加されて何時も私にご質問頂いている方々から優先的に順番で明日参加をして頂こうというふうには思っておりました。しかしながら、そこまで人数がありませんでしたので、したがって16名、お申し込みを頂いた全員の方に明日は来て頂こうと思った次第、13名の方にですね、登録して頂いてる13名の方には全員来て頂こうという事で選ばせて頂きました。

Q：すいません、明日は13名という事ですけども、会場が20人入れる所で、しかも、その方々というのは、最初にそもそも申し上げますと、この会見の場で会見に入れる人と入れない人が居るっていう事をこの場でいうのは私としても非常に時間の無駄だと思って居るのでしつこく聞いているんですけども、定員が20名の部屋でまだまだ余裕があると、しかも、申し込んだ方3

名で場所に余裕があるのですから是非入れて頂きたいと思います。また、入れない方というのはここで要望を伝える事もできない訳ですからそういった協議の場は必ず設けて頂きたいなと思っております。後、協議の場なんですけれども、オープンにして頂きたいと思うのですが如何でしょうか。

A：（園田政務官）先ほどのご質問にもありましたけれども、当然ですね、全員明日13名の方がこられましたらですね、その方々、中には止めてくれっていう人もひょっとしたらいらっしゃるかも知れません。したがって、先ず確認をその全員の方とですね、確認を取らせて頂きたい。その同意の下で要はオープンな形、こういった形がオープンに出来るかという事はその場で判断をさせて頂きたいなというふうに思います。私の方は一向に差し支えはございません。それから、それ以外の方々ですけれども、私が政府の立場でお話をするという形になりますと、記者会見という形であればですね、それは叶いません。と申しますのは、何度も大変申し訳ございませんが、私どもで作らせて頂いているその規定にしたがってそこで登録された方々がこの場で記者会見に同席をされる権利を持っていらっしゃるという事でございますので、それ以外の方々とはお話をすることは、私の立場では出来ないという事は申し上げて置きたいというふうに思います。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。宜しくお願いします。園田政務官にもお願いします。今の懇談会件ですけれども、生中継に関しましてですね、私の方で二日前から政務官、園田政務官の秘書の方とやり取り実はさせて頂いております。先ほど、今もお答え頂いておりましたけれども、出席者の方が了承すれば生中継はOKだという事ですが、これ、ごめんなさい、本当事務的で申し訳ないんですけれども、つまり私どもが中継スタッフがですね、明日その場に入ってそれで出席者の方がOKであればその場で中継っていうそういう事になりますか、これも事務的な事で申し訳無いんですけど、ぶら下りやりませんのでお願いします。

A：（園田政務官）そうですね、実質上はそのような大変申し訳ございませんけどそういう形になると思います。先ほど来申し上げておりますのが、私是一向に構わないという意向を持っているんですけれども、そういう事を最初か

ら意図して今回ご案内をしておりませんので、明日 13 名の方々が来て、そして、その場で確認をさせて頂ければというふうには思っております。恐らく、そこで拒否をされる様な方はいらっしゃらないとは思いますが、その点についてはいろいろな方がいらっしゃいますので今から私が余談を持って申し上げる事はちょっと差し控えたいとは思いますが、したがって、大変恐縮でございますけれども、私何度も恐縮ではございますが、私の方はそういった事の取材で当然テレビカメラも入る事、ぶら下りですね、テレビカメラも入る事もございますし、また、マイクロレコーダーを使って録音される方もいらっしゃいます。通常、意見交換とか懇談会でそういったテレビカメラとか入ったという記憶はないんですけども、そういうお求めも中にはいらっしゃいましたので、明日再度その場で確認をさせていただこうかなというふうに思った次第でございます。

Q：分かりました。じゃあ私、8、9に該当しないので出席は出来ないんですが、すいません、スタッフの方で3名前後お伺いします。分かりました。2問目です。最後の質問ですが、前々回からですねお願いしております放射性物質を含んだ瓦礫が燃えた場合の被ばくリスクに関する情報とですね、後もう1点、火災した場合の住民への周知について、その後何か分かりましたでしょうか、お願いします。

A：(園田政務官) ごめんなさい。実は今日先ほどですね、1番最初にご報告した後に私もその情報がまいりましたので、いつかこの会見の中でお伝えしなければと思ってつい失念を致しました。大変失礼致しました。それですね、仮置き場における火災の発生の防止についてという事で、これ環境省からまず事務連絡として各県に発出がされております。5月の10日、それから5月の19日、留意事項という形でも発出をされております。それから9月の21日及び28日にも、環境省からやはり各県に発出をされているところでございます。各県を通じて、ご承知のとおり仮置きについては各市町村が所管をしておりますので、各県を通じて各市町村自治体には周知がいつているのではないかなというふうに思っていたんですが、再度ご指摘を受けてですね、私も環境省の担当の方に来ていただいて詳しくお話をお聞きしましたら、残念な事にそれが各自治体にしっかりと周知がされていなかったという事があったようでございます。再度その点についてはしっかりと周知をしていきたいという事は担当の方からもご意見をいただいたところでございます。その中で、火災がまず発生した後にですね、今の段階では避難所でありましてとか、あるいは仮設住宅の近くでありますとか、あるいは住宅の近く、そういった所で

はなかったらしかったので、まだ大丈夫であったわけではございますが。やはり心配だという事で、ご指摘のとおりですね、仮置き場の所に警備員を夜間配置、これ 24 時間体制という事のようにございますけれども、大規模のところはですね、規模によっては警備の循環の仮置き場もあるという事でございますが、そういった活動もしておられるという事でございます。それから、今後火事が起きないようにという事で、様々な注意喚起をしておりますけれども、さらに徹底をしなければならないねという事のようにございました。それから、福島でございますけれども放射性濃度がですね、空間線量として仮置き場に心配があるという事で指摘をさせていただきましたら、もう 5 月の時点ですね、環境省は既に福島県内においては各測定をしております。それでいきますと、1 番高い所では 7 ベクレルパーキログラムという事でございましたけれども、ほとんど 1 Bq であるとか、あるいは 2 Bq の範囲内、あるいはそれ以下のという所がほとんどであったという事でございますので、そういった点では何か新たにその部分ですね、遮蔽をしなければならないというレベルのものではなかったという事でございます。したがって、この福島県内における瓦礫についてもですね、通常の瓦礫の仮置き場と同じような形で、今の段階ではですけども、しっかりと管理をしていただくという形で周知がなされているというふうに理解をしておるところでございます。警戒区域内については、これは当然ながら入っておりませんので、瓦礫はそのまんまという形になっているところでございます。

Q：いろいろありがとうございます。ただ 1 点だけですね、警戒区域なんですけれども、そこで大規模に火災が起こった際にですね、風でですね、煙となつていろいろ被災していく可能性、後は焼却灰、灰になった後で風で飛んでいく可能性もあると思うんですね。なので、そこは注意が必要だと思います。

A：（園田政務官）ご指摘はごもっともだと思います。したがって、先ほどのご質問にもありましたけれども、警戒区域内は住民の皆さまは入れませんので、一時立ち入りを除いてですね、当然入れませんので、そういった意味では警邏も含めてですね、警戒をさせていただきながら、何かあった時には、すぐさま消火が出来るような状況の体制を整えておかなければならないというふうには思っております。ご指摘ありがとうございます。

Q：ありがとうございました。

A：（園田政務官）それからすいません。今回答しながらですね、もう一つ思い

出して、大変恐縮なんですけれども、以前、朝日新聞の方からのご指摘で、原子力大綱についてのご指摘をいただいております。今般、新大綱の議論が再開をされたところでございます。これ5年ごとで見直しをされているという事でございましたけれども、5年前はちなみに原子力委員会が策定をした大綱をそれを承認をするという形で閣議決定をしたのが5年前でございます。恐らく今回も同様な形ですね、原子力委員会が作った新大綱、これについて閣議承認するかしないか、しないという事はほぼないであろうというふうに思いますけれども、それについての内閣としての意思を何らかの形でお示しをするという形にはなろうというふうには思っております。したがって、何か内閣の中でそれを踏まえて新しく大綱を作るという事ではないという事でございます。あくまでも大綱を作るのは原子力委員会が作り、それを承認という形になるか、あるいはどういう形になるかわからないですけれども、内閣としての意思をそれに対してお示しをするという形が、今後の手続きとして行われるという事でございます。

Q：すいません。政務官、1点だけですね、先ほどの環境省から自治体に向けた事務連絡というのは、これ公開されてますか、書類は事務連絡なので公開されてないですか。

A：（園田政務官）これと確認はします。

Q：もし、あれでしたら後日。また次回で結構です。

A：（園田政務官）じゃあちょっと確認しときます。

Q：はい。すいませんでした。

○司会

それでは次の方。追加で最後、そちらの方と後ろの方。最後に。次の方どうぞ。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。まず園田政務官に以前からご確認いただいている避難解除に向けた住民参加の協議であるとか、これまでの住民含めた協議内容等に関してはご確認いただけたでしょうか。それから東京電力と保安院に。先ほど、炉内の放射性物質のインベントリの話がちょっ

と有ったと思うんですが、トータルの量の話が。今後、循環注水冷却を続けていくという事は、その分だけ中から物が出てくると思うんですけども、これ最終的に炉内の放射性物質がどのくらい外に出てくるかという評価というのはされているのでしょうか。もちろんその外にと言いましても、大気中に放出されるというのではなくて、フィルターなどの形で捕獲はされると思うんですけども。この量が一体全体最終的にどのくらいになるのかというのをお答えいただければと思います。それから、安全委員会にこれ前に出てたら恐縮なんですけど、先ほど今日の海域の調査で文科省の方が検出限界レベルを下げて出してきてますけれども。福島第一の近海の所が、そのままの状況になっていてNDが、全て、ここずっとNDが続いているんですけど、これはこのままでよろしいんでしょうか、というのを以上確認できればと思います。あともう1件、保安院に。手順書の関係で、延長というのは今日もありましたけども、これは以前そのいろいろあれば報告徴収時に罰則というのも考えられるという話が何度か出ていると思いますが、これ具体的に罰則というのはどういう事が考えられるのでしょうか。細かい事をいうとですね、細かい事というか細かくないんですけど、基本的には炉規法違反状態がずっと続いているので、この状態をいつまで容認する事になるのか。それから作業員の被ばく含めても、炉規法違反だけじゃなくて電離則含めて、違反状態がずっと続いているんですけど、これはいつまでのこの状態というの容認されるものなんですか。これは保安院と園田政務官お願いします。

A：(園田政務官) まず避難区域の住民参加についてなんですけれども、先日も、この場で支援チームからもお答えさせて頂いていたと思うんですけども。

Q：いや、あの、それで支援チームの方に、結局回数であるとか人数も分からないし、協議内容も分からないですし、具体的な内容というのが全くわからない状態だったので、その回答というのをお願いしたのですが。

A：(園田政務官) 更に詳しくという事の。今のご質問ですか。

Q：はい。やっている話だけ聞いてもですね、さっぱり分からないので、ちょっとその辺を出来ますか。

A：(園田政務官) 確認しておきます。次回お答えさせて頂いて。確認取れ次第お答えさせて頂きます。

Q : はい。すいません。お願いいたします。

A : (保安院) 保安院でございますけど、まず炉内のインベントリの関係で、最初にどれくらいが放出されるのかというご質問でございますけども、評価しているのかという事でございますが、具体的な数値までは評価しておりません。ただし、例えば大気でもそうですけども、当初の放出量から比べれば、現実には相当桁が違うくらい少なくなっているという事で、全体の量にはあまり大きな変化は無いのではないかと考えられますけれども、まだ具体的な所までは評価はしておりません。それから手順書の関係でございますけども、手順書そのものは出されておりますので、これは報告徴収といえますか、法律に基づく何か、現時点で問題があると考えておりません。それで多分ご質問は現在の原子炉の状態が、いわゆる技術基準等に適合していないということ仰っているんだらうと思えますけれども、一応そのような状況というものを想定して原子炉等規制法では危険時の措置という事がございます。安全を確保する為に、必要に応じて危険時の措置という事で、東京電力で対応を取られ、それを法律上確認するという観点から報告徴収という形で確認をしてきているという事でございます。それで今後中期的な安全確保の考え方という事を先般ご示しました。そういう事を基に、また報告徴収という事をかけてまいりますので、そういう範囲内で現状を踏まえた基準を示しながら確認をしていくという事になります。それから更に、そこも先日お話致しましたけれども、そういったことをもとに保安規定という事もですね、見直しをして頂く必要があるかと思えます。以上でございます。

A : (原安委) 原子力安全委員会ですけども、海域でのモニタリングの検出下限値についてですけども、9月12日の安全委員会で文科省から、海域、発電所のすぐ近傍からですね、今日データが出たような外洋までについて、それぞれその発電所からの離れ具合に応じて検出下限の目標をどの位にするのかという報告を頂いております。発電所の30キロ以内では、現在は1Bq台の上の方、5Bqから10Bqの間位が検出限界になってるんですけども、そこを1ないし2に下げるといような計画になっておりまして、東電の方ではいろいろ測定場所のバックグラウンドが高いとか、非常に難しい状況にあると聞いておりますけども、そういう中でこれを実現すべくいろいろ検討されているという事でございますので、引き続き、その検討を進めて頂きまして、これを実現して頂きたいと考えております。

A : (園田政務官) すいません、私からもお答えしなければいけなかったです。

すいませんでした。緊急時といいますか、現段階で私ども政府としてもですね、今、発電所の状況が平常時であるという事は言えないというふうに思っております。したがって、その平常時にいかに近づけていくのか。安全性をいかに確認をしていくのかという所を、今、一つ一つ保安院を中心にですね、やらせて頂いているという所でございます。最終的には、どこかの時点で、発電所の状況を保安院がチェックをしたものを安全委員会にも照会をさせて頂いて、そこで問題無いという状況になりましたら、政府としても、あるいは災害対策本部としても、言わば緊急時ではないという状況をお伝えできるのではないかと考えております。少なくとも今の現状は、そういう形には至っていないという事は、今の、まさしく状況であろうと考えております。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、放出放射エネルギーにつきましては、先ほど、森山対策官がおっしゃったように、これまで大気側では10の17乗程度の放出量がございますが、最近では桁程度小さい状況でございますので、こちらの方は時間積算致しましても、この17乗には大きく届かないというふうに考えております。したがって、ほぼ事故発生時の一週間程度で出た放射エネルギーが、基本的には全体の支配的な量になるのではないかとこのように考えております。

Q：分かりました。ちょっと一つづつ。今、インベントリとの関係なんですが、全体からすれば勿論小さいというのは分かるんですけども、保安院の方はまだ評価していないという事なんですけど、東京電力の方は今後どの位出てくるのかという実数を評価するという事は、どうなんでしょうか。

A：（東電）はい。当然今やっている作業でございますが、毎月2億 Bq/h ですか、そういった数字を提示させて頂いております。今後よりそういった詳細な評価を行って、確実に把握したいというふうに考えております。

Q：分かりました。そうすると大気中だけではなくて、他の所から出ているものも含めて評価していくという事なんでしょうか。これ松本さん、お願いできればと思うんですが。

A：（東電）他の所は基本的に水で持っておりますけれども、こちらはコントロール出来ている範囲でございますので、いわゆる環境へ漏出放出しているという意味では大気を中心に管理したいと思っております。

Q：分かりました。水の方にどの位出ているのかというのは、出てるということですね、フィルターの方に引っかかっているかというのは、これは評価されるのでしょうか。単純に掛け算すればいいのでしょうか。

A：（東電）はい。現在 20 万トン进行处理予定という事で考えておりますので、それに 10 の 6 乗 Bq/cm³ を掛け算すれば、現在、タービン建屋、それから原子炉建屋等を含めた建屋周りに入っている水を、将来分を含めてですけど、換算する事は可能でございます。それから循環注水冷却で、今注水させていますので、それから漏れてくる水に関しましては当然炉心を通った水になりますので、相当濃い状態で流出してくるというふうには考えております。

Q：分かりました。いつまで循環注水冷却を続けるというのは、未だに。

A：（東電）はい。これはまだ未定でございます。現在では、よりそれを安定的に多重性をもって実現したいという事と、将来、水処理システムの方をよりコンパクトな形にしていくという事で、最終的には燃料取り出しを目指して、水の循環の範囲を狭めていくという事を考えております。

Q：これ以前、コンパクトという部分では、中間目標の中で保安院の方から特にコンパクトにする必要がなくて、配管等を考えればなんとかなるのではないかという話ありますけども、東京電力としても、そういった考えというのはあるのでしょうか。

A：（東電）はい。コンパクトと言いますか、保安院さんが要求されているのが、やはり循環注水冷却の安定性信頼性だと思っております。現在のようなカナフレックス、塩ビの配管で 4 キロも引き回す状況が将来にわたって良いのかについては私どもも検討する必要があると思っております、より比較的建屋の中で収まるような形が出来ればそれ面では信頼性が高まるんじゃないかというふうには考えています。

Q：要するに保安院としては 4 キロというのを短くするのではなくて、例えばカナフレックスから鋼管に変えるとかという形で対応できるのでは無いかというお話がありましたが、東京電力としても 4 キロ短くするのではなく今のそれぞれの配置のまま配管を変えるだけで対応できるという考えってというのはあるのでしょうか。

A : (東電) 当然その考えもございしますが、要はスピードと効果の面で考えなければいけないというふうに思っております。例えば鋼管にいたしますとやはり応力が掛かりますので、逆に地震動がゆすられた場合にはカナフレックスでは吸収できたものが鋼管では応力的には厳しい状況になるという事も考えられますので、少しそういった判断が必要になるかというふうに思っております。当然漏洩対策ということで配管のフランジですとか、曲がって力を受ける所は鋼管に変えていく必要がございしますがけれども全体を交換しなければならないというよりも、要所要所で信頼性向上を図るという事が大事だというふうに考えております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。続きでお願い出来ればと思うんですけども、手順書はともかく報告徴収の関係含めてこれまでは報告徴収以外、これは保安院の森山さんに。報告徴収以外の部分でいろいろ遅れたりというのがあるんですが、基本的には東京電力がこの時期までに出すというのを自分の方で決めて出すという結果になっていると思うんですが、こういう部分に関してはなんらかの形で罰則なりというのは考えにくいものなのでしょうか、今の状況を考えると。

A : (保安院) 保安院でございしますがけれども、報告徴収の場合には期限を定めております。定めない場合もありますけども、期限を定めてするケースがございしますのでそれをしっかり守って頂く必要もあると思えますし、もちろん今回の手順書につきましては報告徴収では無くてどこの部分が公開出来ないのかという事で保安院長からの指示という形でいわば行政指導という形を取っておりますけれども、その中で少し時間が掛かっているという事でございます。7日迄でいいという事を申し上げているわけではございませんので、あくまでも早く出して頂きたいということを引き続き申し上げているという事でございます。

Q : ごめんなさい今回の手順書だけでなく、過去の部分も報告徴収の期限に間に合わなかったものが幾つかあると思うんですけども、そういった事に対して処分というのを聞いた事がないのですがこれは特に問題無いという判断なんでしょうか。

A : (保安院) 法令上の処分を行うには悪質性とかいろんな事が関連してございます。報告を拒否するとかそういう事を総合的に考えて対応すべき問題だと思えます。以上でございます。

Q：分かりました。そうすると特に今までのところ悪質性というか悪質かどうかはあれなんですけども、事故の処理それから周辺住民に与える精神的な影響を含めて不安等を含めて、必ずしも期限を守らない事が何も影響無いとは思えないと思うんですが、そういった点は保安院というのは特に問題は今のところは無いという判断になるのでしょうか。

A：（保安院）その時その時に報告を求めてきておりますので、今のところもちろん遅れない方がいい事は明らかでございますし、そのようにして頂きたいと思っておりますけれども、個々のケースにおいてある程度やむをえない場合もあるのではないかと思います。可能な限り求めている期限を守って提出して頂きたいというふうに思っております。

Q：分かりました。最後に一点。安全委員会の方に、東京電力の方に検討をお願いしているという事なんですけれどもこれは何時までというのは。ずるずる遅れていくとそのままずるずるそのままいくと思うんですけど。

A：（原安委）そこは総合モニタリング計画で文部科学省がモニタリングについての総合調整、情報集約の司令塔でございますので文科省の方で調整して頂いているというふうに認識しております。

Q：分かりました。文科省の方にお伺いできればと思うんですが。これは何時頃迄というのは何かあるのでしょうか。

A：（文科省）具体的な期限リミットがあるわけではございませんけれども、今回海洋機構が行ったところについて検出下限値を下げたわけでございますけれども順次速やかにというふうにしていきたいと考えております。

Q：速やかにというか既に随分時間が経っていると思うんですけども、何時までに東京電力に。

A：（文科省）具体の期限を定めているわけではございませんけれども、まず考え方というのを整理して安全委員会に説明したというのは9月の12日でございます。それぞれに検出下限値を下げるとなりますと、分析作業とか計測の時間も非常に時間も含めてあるいは分析機関を別の所をお願いするとかそういった作業もございますので、ただ二ヶ月三ヶ月とかそういうオーダではご

ざいませんで例えば今月中に出来るそこからどんどんやっていくというふうに理解をして頂ければと思います。

Q：ごめんなさい。ですので例えば東京電力以外の所できちんと30キロ圏内もやるというのは考えられないんですかね。東京電力以外の所で要するに今文科省海洋機構の方でやられていると思うんですけども、もちろん全部が全部海洋機構だけで出来ると思いませんがやれば出来るのではないかと思うんですがその辺はいかがなんでしょうか。

A：（文科省）9月12日に公表させて頂いております今の海域モニタリングの今後の計画の改訂という所に30キロ圏内だけでなく、あるいは文部科学省が分担するところ以外も含めて全体的な検出下限値を下げることについての考え方を示している所ですので、それぞれの機関で今準備をして頂いているということです。

Q：ですので準備は分かるんですけども、東京電力今の状況を考えると出来るだけ負担を減らした方がいいと思うのが一般的な考え方ではないかと思うんですね。そういう中で30キロ圏内というのも東電に任せるのではなくて国の方でやるという事が検討内容にはなっていないのでしょうか。今までそういったことは検討内容にもなっていないし。

A：（文科省）それはまた別の問題かと思うんですけども、検出下限値を下げる事については東京電力さんも含めましてご協力を今お願いしているところでございます。

Q：ですので時間が掛かるのであれば国の方でやるというような事は考えられないのかという事なんですけども。もちろん東京電力でやるということもあると思うんですけども、東京電力のモニタリングは中でやると、他にもいろいろやっているわけですよ。その分の手間を国の方で受けるという考え方は無いのかというふうなことなんですけど。

A：（文科省）今現在において分析に手が回らないような状態に対応できないという状況ではないというふうに聞いてございますので、5月あるいは8月の所にまとめましたモニタリングの総合計画等に基づく役割分担について進めております。また下限値を下げるについても基本のご了解を頂いて、東電さん以外も含めて準備をして頂いているというふうにご理解頂ければと

思います。

Q：そうすると先ほどスケジュール無いというお話がありましたけれども、何時までというのも数字が出せる示せるのではないのでしょうか。もし手が回らないのでないのであれば、必要ないという事なんではないのでしょうか。

A：（文科省）スペースフィックに何時からそれが出来るという事を申し上げるような状況では無いという事をご理解頂ければと思いますけれども、この一ヶ月とかそのオーダで準備が出来たところからやっていくという事は明言させて頂いてるところでございますので、そのところで一週間二週間がどうだっという事を言われてもなかなか関係機関もいろいろと努力していただいている所です。

Q：よくわからないのですが、海水もそうなんですけども例えば30キロ以内海藻も取ってないですし、その辺のことというのがモニタリングの方では今のところ問題ないという認識でいるという事でよろしいのでしょうか。30キロ圏内の水産物一切取っていませんけれどもその辺も問題ないという認識でいるという事でよろしいのでしょうか。

A：（園田政務官）すいません私からお答えさせていただきます。

Q：今文科省さんの所管だとお伺いしたので、文科省の伊藤さんの方にお伺いしたんですが。

A：（園田政務官）はい、ところが先般、魚介の話も30キロ圏内の魚介の話もご指摘をいただいておりますので、今、水産庁も含めて、そして文科省、水産庁と私どもも入った中で、ちょっと今、事務的にいろいろ今後の方向性も含めて検討させていただいております。水産庁も、これは先般、水産庁から発表されているというふうに私も認識をいたしておりますけれども、ちょっと一度ホームページをご覧をいただければと思うのですが。今後、水産庁もこの30キロ圏内の魚介のモニタリングの在り方も行っていく用意はあるということは表明していただいておりますのでございます。したがって、いつの時点からどういう形で入れるかは、今、ちょっと打ち合わせをさせていただいておりますので、もう少しお待ちをいただければというふうに思っております。

Q：分かりました。取りあえずそれはいつ頃まで待てば。

A：（園田政務官）ちょっと、これ 20 キロから 30 キロの状況も含めて、これで緊急時避難準備区域が解除されましたので。今、想定した形で準備を始めているというふうに理解をしていただければというふうに思います。ただ、いつから始まるかというのは、まだちょっと事務的なツメもあるようでございますので、そういった面で、少しお時間は掛かるかなというふうに思いますけれども、問題視としては私どもも受け止めさせていただいておりますので、できるだけ速やかに始まることを私どもとしても希望はいたしておるところでございます。

Q：分かりました、ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ 吉本興業のおしどりと申します、よろしくお願いします。先ほど、東京電力が電離則第 45 条における全身の実効線量と水晶体、皮膚の等価線量を 5 年間線量を記録保持することについて、全身の実効線量と皮膚の等価線量を兼用していることについて、保安院と文科省と安全委員会にお聞きします。まず保安院に、原子炉等規制法の実用炉規則によりますと、第 90 条で線量限度を決めておりました全身の実効線量、目と皮膚の等価線量をそれぞれ決められており、第 7 条に 5 年間の保持となっておりますが、この実効線量と等価線量を兼用することについて、これは違法であるのかどうか、概念的に成立するかどうか回答をよろしくお願いいたします。そして文科省にお願いいたします。放射線審議会、平成 3 年度の放射線審議会で 1990 年度の ICRP 勧告を国内に反映することについて話合われておりますが、その議事録に目の水晶体及び限られた面積の皮膚については、確定的影響が実効線量限度によって必ずしも防護されるとは限らないため、組織線量限度が必要であるとして、それぞれ目の水晶体、皮膚の等価線量が定められております。それによって、その後 1990 年度の ICRP が電離則と実用炉規則に反映されておりますが、全身実効線量限度、全身実効線量と、目と皮膚の等価線量を兼用して記録していることについて、これは違法であるのかどうか、文科省として回答よろしくお願いいたします。そして ICRP がお詳しいので安全委員会にお聞きします。実効線量は等価線量掛ける組織加重係数となっております

ますが、1990年度の皮膚の加重係数は0.01となっております。実効線量から等価線量を算出することは、概念的に成立しないのかもしれませんが、数学的に逆算すると実効線量の100倍が皮膚の等価線量になります。ですので、実効線量と等価線量を同等と記載することについて、これはかなり疑問があるんですけども、安全委員会としてどう評価されるでしょうか、よろしくをお願いします。

A：（保安院）保安院でございますけれども。全身被ばくで代用できるかどうかというのは、それはその作業環境、被ばくの状況に基本的にはよると思います。全身被ばくで代用しても、それが保守的な評価であればそれで構わないと思いますし、もちろん皮膚の被ばく、例えば皮膚の被ばくですので、局部被ばくということはございます。それは、当然、そのような場合には足すと、局所的な大きな被ばくだった場合には足すというような、そういった管理が必要ではないかというふうに思います。

Q：分かりました。250mSvを超える、高線量被ばくされた方々も、目と皮膚の等価線量を記載しないことについてにもお願いいたします。

A：（保安院）ちょっと、よく趣旨が分かりませんでしたけども、等価線量、目と皮膚についても記載をしなければいけないというふうに思いますけど。

Q：実効線量と等価線量を同等とすることについて、同等と記載されてることについてです。

A：（保安院）ですから、それはどういう環境によるかもありますけども、例えば今回の東京電力の作業の中で、一時局部被ばく、ベータ被ばくをされましたけども、そういうケースは足す必要があると、管理上ですね、いうふうに考えます。

A：（文科省）文部科学省です。よろしいですか。目とか水晶体とか、皮膚について等価線量の限度を設けてるのは、今、ご指摘のように、確定的影響を避けるためということでございまして、全身実効線量と、それから皮膚、水晶体の線量を規制において求めるということについて、具体的に、まさに今、森山さんからもお話しがありましたけれども、その線量の被ばく的环境でございまして、それからその時々状況によりまして、どうやって皮膚、水晶体の線量を推定するかについては、そこまでは具体的に求めておりませんので、

今回、東京電力の方で実効線量をもって、水晶体の方の線量としたということについて、直ちにそれが違法とか、代替ができないとかというものではないというふうに思われます。

Q：分かりました。被ばくの状態によるということですが、では水晶体と皮膚の線量限度、等価線量の限度がそれぞれ低めに設定されてあるということは、皮膚の局部被ばくに関する線量限度だったということでしょうか。

A：（文科省）すみません、ちょっと質問の趣旨が理解できなかったんですが。

Q：この議事録に。

A：（文科省）皮膚とか水晶体の方の実効線量の低いという、全身の実効線量よりも低く定めてるという、そういうことをおっしゃってるんでしょうか。

Q：違います。全身の実効線量を、現段階で全身の実効線量と等価線量が同等ですので、それぞれそう考えると水晶体と皮膚の等価線量は実効線量より高めと算出するのが基本だと思うんですけど、基本といいますか、計算方式として。

A：（文科省）あの、そのように考えておられる根拠が、ちょっと理解できないものですから。ちょっとお答えしようがないんですけども。等価線量とその全身の実効線量を一緒にしたということではなくて、水晶体なり皮膚の線量をどう評価したかということが、仮に問題があるかどうかということの議論の対象になるかと思うんですけども、そこについては個別具体の事案ですので、ちょっとお答えしかねるのかなというふうに思います。

Q：分かりました。ではその、水晶体の等価線量が、線量限度が、定められてあるということは、すみません被ばくの状態とおっしゃられますので、なぜ水晶体と皮膚の等価線量の線量限度があるのか。それは皮膚と水晶体の局部被ばくに関する線量限度ということなんでしょうか。

A：（文科省）すみません、一般論でございますけれども、その放射線がガンマ線なのか、ベータ線なのか、アルファ線なのか、まさに皮膚での局所的な被ばくとかを考えた時には、指にですね、水とか汚染水がついたりとか、あるいは粉塵が付いたりしたというような被ばくの状態。それから放射性物質の

種類によって異なるだろうということを、先ほど環境によって違うというふうに申し上げたつもりです。

Q：分かりました。そのガンマ線と中性子線の修正係数は存じてるんですけども、そうすると汚染水が目に入るような目の局部被ばくというのがちょっと理解できませんでしたので、汚染水が目に入る場合の線量限度という事でしょうか。皮膚は汚染水が付いたりしたら局部被ばくがあるという事は理解出来るんですけども。

A：（文科省）ちょっと目に特化した被ばくの形態がただちに思い浮かびませんが、汚染水が目に入るという事も形態としてはあり得ると思いますけれどもそういう今回のケースについて言えば作業員がどういう環境においてどういう作業をして、それでどういう雰囲気の中で被ばくをした結果皮膚とか水晶体の汚染量をどういう方法で推定するのが適当なのかという事はその時々、今回でいえば事業者さんの方でまずはご判断頂くものじゃないかと思いますが。

Q：分かりました。すいません質問の趣旨をきちんと説明したくて失礼いたしました。その被ばくの状況によるとおっしゃられましたが、目の局部被ばくをするという状況をなかなか理解できませんのでこの水晶体の線量限度については通常の作業による一般的な被ばくの線量限度ではないのでしょうか。

A：（文科省）すいません。私もそこまで承知してございませんのでちょっとお答えを控えさせて頂ければと思います。

Q：分かりました。では文科省として現在全身の実効線量と水晶体と皮膚の透過線量が兼用されている事について、別に違法ではないという認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）質問の前提をもう少しクリアにした方がよろしいかと思うんですけども、自動的に同じ線量を右から左へ転記するという事はいいのかどうかということを聞かれると、それは状況によるんじゃないでしょうかというのが私が先ほどからご説明している所であります。

Q：すいません。それが理解が遅くて申し訳ないです。その状況というのがどういった事なのか。はっきりと電離則と実用炉規則に水晶体と皮膚の透過

線量を記載する。そしてそれぞれ異なる線量限度が定められているのに関わらず兼用するというのが可能な状況というのが理解出来なくて申し訳ないです。

A：（文科省）具体的にどういう状況でどういうふうに測定しなさいというのは、その当時の放射線審議会の議事録にも恐らく出てないんじゃないかなと思いますけれども、いずれにせよそれぞれをどういう形で測るかどうかという事についてはかなり個別のケースバイケースでは無いかというふうに思いますので、この場で一概にあるケースを想定してそれが適法、違法かということについてはなかなか判断しかねるという事でございます。

Q：分かりました。調べます。

A：（原安委）安全委員会ですけれどもまず実効線量、等価線量、皮膚の加重係数をおっしゃってましたけれども、実効線量というのは体を構成するいろんな臓器ごとICRPのあれで何種類かに分けてますけれども、それぞれについてその特定の被ばく状況でその臓器に吸収される吸収線量に線質係数を掛けて等価線量。それにその臓器の加重係数を掛けたものの和を取るわけです。したがって皮膚だけに放射線が当たっているという状況が非常に考えづらいので、実効線量割る皮膚の加重係数でもって皮膚の線量はこれだけであろうと出すのは正しくないと思います。それから目の等価線量という事なんですけれども、これは別に目だけが被ばくしている状況じゃなくて全身被ばくしてても目の単位重量当たりの吸収エネルギーがどれだけか、そこからいろいろ算出すればいい話しでありまして、そういう意味で体全体の組織の作り、大体水は6、7割とかですよね、人間の体の場合。そういうのに比べて大して大きな違いがない作りであれば全身に対する線量と同じ線量を使う事には、一定の合理性はあるんじゃないかと思いますが、いずれにしろ法令に基づく記録上どういう値が書かれているか、それがどういう考えでそれが書かれているかが大事だと思うんです。したがってそこはそれぞれの法令の所管する官署において事業者からよく聴取して、それで問題があるかないかを判断して頂く問題だと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。では改めて厚労省にもお聞きいたしますが、安全委員会として実効線量と等価線量は兼用できるという事でしょうか。

A：（原安委）そこはまた同じような答えになりますけれども、どういった被ばく

状況か、どの種類の放射線を浴びているのか、それから全身に浴びているのか局部なのかそういったことよって、それは変わってくると思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい次の方、後ろのはい。

○フリーランス 畠山

Q：フリーランスの畠山理仁です。細かい事で何度もお時間をとらせて申し訳ないんですけども7日の協議の場の事について補足で伺いたいと思います。まず参加可能とされる13名が会見参加者のカテゴリーのどの番号に該当するのかその内訳を教えてくださいと思います。具体的にはカテゴリーの内8番の上記に順ずるメディアと、9番のフリーランスがそれぞれ何名いるのかという事を教えてください。二点目先ほどの七尾さんへの回答に関連して伺います。3名の方が協議の場に参加を申し込んでも拒否されて傍聴も不可とされているのに、にこにこ動画の中継スタッフ3名が参加できる可能性がある理由をお聞かせ下さい。私個人は中継が入る事はまったく問題ないと思っておりますが、会場に来た13人の記者の同意があれば今回参加できない3名が取材をする事も可能ではないでしょうか。これが二点目です。また協議に参加する13名の記者がスタッフを同行して参加者の同意が得られれば撮影が可能という理解でよろしいでしょうか。最後に一点。記者の側で誰もが参加出来る記者会見を設定して園田政務官をお招きした場合、政務官は応じるお考えがあるかどうかお聞かせ下さい。以上よろしく願いいたします。

A：（園田政務官）はいありがとうございます。まず内訳でございますが、8のカテゴリーに該当される方が13名の内お一人いてございます。後は分類9に該当される方でありまして。それから3名の方がお断りをさせていただいているわけでございますが、にこにこ動画さんが入られるという事でございました。ただしにこにこ動画さんに関しましては記者として入るのではなくて撮影者として入るという事でございましたので、それは13名の方が内部にいらっしゃる方が入られるという事であったら機械的な部分でいいのではないかとこの事で私なりに許可をさせて頂いたところでございます。それがご要望という事でありましたので、したがってその方は別になにか記者ということではないというふうに理解はさせていただいております。したがってそういう意味でそれ以外の方々の入出はご遠慮頂いているというのが現状でございます。

ます。付随して来られる方も同様でございます。これは内閣府の中に入る部分の規定ではありませんけれども当然ながら外部の方が入られる場合には私と何らかの形で用向きがあって私が許可をした者だけが入って来られるという事でございますので、それ以外の方についてはご遠慮をさせて頂いているという事でございます。それから最後のフリーの方々何かそういった場を設けられるということなんでしょうかね。そうですね、そういう形で私が外に出向いていくという事はやぶさかではありませんけれども、しかしながら私自身も大変恐縮ですけれども限られた公務の中においてなかなか外に出て行くというのは難しいというのが現状でございます。したがってましてそれと同時に内閣府の政務官としての判断、どの会合にどういう形で出て行くのかという事はそれまた内閣府大臣政務官としての判断も入りますので全てにおいてそれがOKと、今の段階で了承するという事は申し上げられないというふうに思います。ケースバイケースでありまして、私が必要となおかつ内閣府としてもそれがOKであるということが出ればですね、それは当然ながら出ていくことはやぶさかではないというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

はい、それでは最後の方、どうぞ。

○朝日新聞 佐々木

Q：すみません、朝日新聞の佐々木と申します。先ほど、原子力政策大綱の関係でお話をいただいたので、ちょっと手短かにあれなんです、閣議決定の話をしていただんですけども、お尋ねした趣旨はですね、エネ環会議があつてですね、一方で総合資源エネルギー調査会の方でエネルギー基本計画の見直しというのが同時並行で進んでいて、その中で3つが同時並行で進む中で前後関係とかですね、あと、決定段階での前後関係とか、その辺りについて整理してお尋ねさせていただければという趣旨だったんですが。そこは如何ですかね。

A：(園田政務官) それについてはまだ確認をしておりませんので、すみません。閣議決定のことがちょっと私自身の頭の中にもありましたので、それをちょっと早急に確認するようにということでしたものですから、もう一回ちょっとそれを整理させていただいてご報告申し上げます。すみません。

Q：分かりました。

○司会

よろしいでしょうか。追加の回答があるようですので、東京電力お願いします。

A：（東電）はい。訂正を2件と、追加のご質問の回答をさせていただきたいと思います。まずオシドリさんの方でご質問があった際に、私、眼の水晶体の被ばくに300ミリを超えた者がいるというふうに申し上げましたけれども、内部被ばくと外部被ばくがございまして、内部被ばくは水晶体、皮膚の被ばくにはカウントしません。したがって、今回の事故で外部被ばくで300mSvを超えた者はおりませんので、眼の水晶体の線量限度を超えた者はおりません。訂正させていただきます。

それから、本日、海水の核種分析の結果をお示しさせていただいておりますが、その中の福島第一の沖合15キロの地点のストロンチウムの評価結果に誤りがございまして、訂正版を会見の出口のところに配布させていただきました。具体的にはストロンチウム90の値が福島第一の沖合15キロの地点、0.053というふうに書いておりますが、正しくは0.040が正しいものでございます。

それから、亡くなられた方の心筋梗塞の方の司法解剖の結果でございまして、私どもとしては承知しておりません。解剖が行われたかどうかは5月、それから白血病の方も含めて承知しておりません。以上です。

Q：さっき白血病はしてないって。

A：（東電）訂正させていただきます。承知しておりません。

○司会

よろしいでしょうか。はい、以上で本日の会見を終わりにさせていただきます。次回でございまして、11日火曜の16時半からを予定しております。詳しくは改めてメールでお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。